

令和元年

第4回東栄町議会定例会 会議録

(第2日)

令和元年12月9日(月)

令和元年第4回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和元年12月9日(月) 開議 午前10時00分
散会 午後 3時24分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	総務課長	内藤敏行
税務会計課長	前地忠和	参事兼振興課長	丹羽貴裕
地域支援課長	加藤文一	医療センター事務長	伊藤知幸
住民福祉課長	伊藤太	経済課長	夏目明剛
事業課長	伊藤久司	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 伸 書記 伊藤 楓

出席議員の報告

日程第1 一般質問

- (1) 3番、山本典式
- (2) 5番、加藤彰男
- (3) 1番、伊藤芳孝
- (4) 6番、伊藤真千子
- (5) 4番、浅尾もと子
- (6) 7番、伊藤紋次

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は8名でございます。欠席はありません。定足数に達していますので『令和元年第4回東栄町議会定例会 一般質問』を開会いたします。

日程第1、一般質問を行います。今回通告のありましたのは、お手元にご配布してあります議事日程のとおり6名でございます。質問は答弁を含めて50分以内で行います。発言台において概ね15分以内で質問を行い、残り時間で再質問ができ、その回数は制限なしといたします。

3番 山本典式 議員

議長（原田安生君）

はじめに、3番 山本典式君の質問を許します。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番 山本典式君。

3番（山本典式君）

では、議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。最初にお断りさせていただきたいんですけども、すみませんが配布の資料の中の人工透析の人工の「工」を「口」と書いてあるんですけど工場の「工」の方ですので、3カ所あると思いますが、よろしくご訂正お願いしたいと思います。もう1つは、今回こういう人工透析の関係と町の財政状況の関係をご質問させていただきたいと思っておりますが、時間の関係でできなかった分につきましては、次回へ送らせていただきたいと思います。

では早速、一般質問させていただきます。1番としまして、人工透析治療中止の判断をした町長の考えについてお聞きしたいと思います。昨年の地区懇談会に出席された方の話ですが、人工透析を含めた医療についてその方が直接質問したところ、町からは「人工透

析は今後も継続する」との説明があったということでした。しかし、結果的にはその約束が守られなかったことに対して、だいぶ憤慨をしておりました。また、ある患者さんにつきましても「病院にも見放された」と言って失望されておりました。町長はこういうことをお話しておるんですけども、「町内で安心して医療が受けられる医療体制の充実が必要であることは間違いない」という答弁をしております。こうした断言をしておりますので、断言しておるなら、間違いないということなら有言実行で進めることが町長に課せられた重大な責務ではないかということをおもっております。この点について伺いたいと思います。

それと2番目としまして、町財政の現状を踏まえ今後の見通しについてですけども、1番としまして、大型事業の1つである新保育園建設事業が平成30年度決算に及ぼした影響をどのように考えているのか、また今後の連続しての大型事業実施はさらに財政悪化を招く恐れはないのか、ないとすればその根拠を伺いたい。それから2番目としまして、町長は「医療センター経営が赤字だから無床診療所にする」ということだが、それなら逆に無床診療所にすれば赤字解消となる具体的な案を示すべきではないかということをおもってご質問したいと思います。3番目につきましては、新東栄医療センター等の建設概要について伺いたい。これになる基本的な金額等につきましては、先達て副町長の方から財政シミュレーションをいただきましたので、その金額をもとにご答弁をお願いしたい。以上の3点を通し、今後の財政状況について伺いたいと思います。以上です。

議長（原田安生君）

3番 山本典式君の質問が終わりました。質問に対する執行部の回答を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

おはようございます。それでは山本典式議員の質問に答えさせていただきたいと思えます。まず1点目が、人工透析治療中止の判断をした町長の考え方についてということでございます。まず、町内で安心して医療が受けられることは、大変重要なことだというふうに考えていることには変わりはありません。今年の1月から2月の地区懇談会でもご質問の透析の継続につきましては、続けていく計画になっていることもお話をさせていただいたとおりでございます。しかし、12月の今回、広報とうえい等と一緒に配布をさせていただきました人工透析中止についての文書の中でもご説明をさせていただきましたとおりでございます。現場の事情等としましては、過去から厳しいスタッフの状況のもとで継続してきた現実もございました。こうした中で今回の決断は、今後の医師、特に専門医及びスタッフの確保を展望したときに、人工透析の安全な継続実施は困難であると判断をいたしましたところでございます。そうしたことから中止を決断したものでございます。今後も病床の廃止時期の決断をする必要もございます。できるだけ多くの治療が、身近な東栄医療センターで受けられることができることは、住民の皆様の気持ちであることはよく分かりますし、私もそう思います。しかし、安全に安定した経営により医療提供ができることも

重要なことでもありますし、医療行政を預かる者としての責任でもあると考えます。ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

次に2番目の町財政状況を踏まえ今後の見通しで、2番目の医療センターの経営が赤字だから無床診療所にするということだがということでございますが、医療センター経営が赤字だから無床診療所にするといった発言はしていないというふうに思います。病床の廃止は当直医師や看護師をはじめとするスタッフ不足、それから患者数の減少が主な要因でございます。病床を廃止することで確かに赤字額が縮小されるというふうに思いますが、赤字だからやめるという短絡的な発言はしていないと思いますので、ご承知おきをお願いいたします。以上でございます。

議長（原田安生君）

次に、副町長の回答を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは、私からは2番の町財政の現状を踏まえ今後の見通しについてというところのまず1番の大型事業のひとつである保育園建設事業が平成30年度決算に及ぼした影響のところをお答えさせていただきます。平成30年度の決算につきましては、先の9月議会で報告・説明をさせていただいたところですが、新保育園の建設につきましては、事業費で約4億3,500万円、その財源として国庫補助金、過疎債及び地域福祉基金と児童福祉基金から繰入を充当することにより、一般財源の充当を1,800万円に抑えることができました。収支の状況につきましても、実質単年度収支は平成27年度以来、3年ぶりに黒字に転じたところであります。また整備の財源として過疎債を1億6,500万円充当し、一般財源を抑制することができました。今年度からの2カ年計画での防災行政無線の整備、令和3年度に予定しています保健福祉センター及び医療センター整備につきましても、多額の整備費が必要となってくるわけですが、全体計画の中でしっかり財源を確保していきたいと考えています。先日の今後の財政計画の中でも説明させていただきましたように、こうした事業を実施することで、町債の年度末残高は令和3年度に、公債費は令和4年度にそのピークを迎え、その後は計画的な運用を図ることで減少していく見通しとなっています。これは平成20年度以降整備したデジタル情報基盤整備、ヘリポート整備、東栄小学校、学校給食調理場、放課後児童クラブ、簡易水道事業、定住促進空き家活用事業及びとうえい健康の館整備などに対する町債の償還が令和2年から順次終了していくことによるものです。また、それぞれの事業にかかる町費については、交付税算入率の良いものしか借りていないことから、毎年の公債費に対する交付税算入額も8割近いものになっており、実質的な負担は少ないものと考えています。現在、第6次総合計画の第2期実施計画に基づき事業を進めていますが、次期の第3期計画を確定するにあたっては、こうしたことも踏まえながら進めて行く必要があると考えています。

次に、3番目の東栄医療センター等の建設概要についてということですが、先日の財政計画の中で説明させていただいた普通建設事業費には、東栄医療センター及び保健福祉センター整備に係る事業費として現在のところでは、基本構想・基本計画に示させていただいた事業費であります税込み13億1,100万円を見込んでおります。以上であります。

議長（原田安生君）

執行部の回答が終わりました。ただいまの回答に対しまして、再質問はございませんか。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3番（山本典式君）

再質問させていただきます。まず1番の人工透析の中止ですけど、これについて質問させていただきます。細かい点は省略して、端的に質問しますのでよろしくお願い致します。先達て、新聞・テレビでも取り上げられましたが、人工透析中止の撤回の署名も町内では1,000人余、それから全員では5,000人余の人たちの署名が集まったわけでございます。こういうことを基本にして伺いするわけですけども、先達ての突然に配布されました町長の人工透析中止の文書ですけども、要はこれまで大変厳しい中続けてきたが、これ以上継続できないため中止にするということだったと思いますけども、しかし一方、昨年3月に公表された東栄医療センター等施設整備基本構想・基本計画には、人工透析はこれからも継続実施すると記載されておるわけでございます。また、それを踏まえて地区懇談会の開催の折にも、町民の皆さんにも継続することを約束しているわけでございます。それがわずか1年余で、それも文書でもって一方的な中止宣言です。基本構想等への虚偽の記載と町民へ対しての虚偽の説明、いかにも無責任と言わざるを得ないと思いますが、この点についてももう一度伺いたいと思います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

まず1点目の話ですが、突然の文書配布ということをおっしゃられますが、我々は誠実をもって、文書を今回全戸にご配布をさせていただきました。その時にも、その文書の中にもございますし、それから患者様に対する家族会議の折にもご説明をさせていただきました。特に透析医療問題につきましては、基本構想・基本計画の中には、確かに10床を継続していきたいという状況の中で計画にも盛り込ませていただいたところでございます。しかしながら4月以降、東栄病院も19床の有床診療所となって再スタートを切らせていただきました。そういった状態の中で、現在東栄病院のスタッフが4月以降、常勤の医師が県の派遣を含めて3名という状況になりました。それ以前は、日赤からの先生の派遣もあ

りましたので、4名の中でその体制を組んでまいりましたが、透析はここで細かい説明をすることもないかも分かりませんが、週に月曜日から土曜日までやらなきゃいけないという状況の中で、現実的には専門医としての状況の中で、今現在はセンター長がその中心を補っていただいておりますが、日直医を含めて当然その回しをしなければいけないという状況でございます。そういった状況でございましたので、将来を見据えて、現実的に安全面から透析機器の更新も今まで計画的に進めてまいりました。しかしながら、今お話をさせていただいたとおり、東栄病院はまだ有床診療所でありますので、病床を持っております。そういった状況の中でスタッフを含めると、まずは専門医の不足、医師の状況です。それから看護師についても本来のギリギリの状況でございますので、将来を見通したときに、今後の安定した透析医療を安全実施することは困難であるということを経験側のセンター長を含め、スタッフ側もそういう状況でございましたので、今回今年度末、令和2年3月31日をもって中止をするという決定をさせていただきました。従いまして、ちょうど今年度の間であります9月いっぱい、やはり説明をして出るべきではないかという状況でございましたので、今回スタッフを中心に、まずは患者様に個々に説明をさせていただき、その後患者を含めた家族会で説明をし、そういった状況の中で我々は、近隣の医療施設を順次回らせていただいて、受け入れ態勢の確認してまいりました。そういう状況ができましたので、今回そういうことで全体的な透析の経過の報告を付けて、今回開設者であります町長の文書と、それから病院側の運営の中心になります丹羽センター長の文書を付けて、今回12月にご配布をさせていただいたというところでございますので、何とぞご了解をいただきたいと思っております。先ほど答弁を最初にさせていただいたとおり、患者様にとっては本当に大変なことだというふうに思っていますし、そのこともしっかり先達への要望をいただいたときもお伝えをしましたが、しっかり今後も中止に関わる説明責任を果たしてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

町長の答弁に基づいてこちらでも質問したいので、ちょっと順序を入れ替えませんが、しかし基本構想というのは1年後の状況を示して基本構想を作るわけじゃないんですよ。それは町長も承知していると思うんですよ。短くても5年とか10年とかそういうスパンでやるわけですよ。だから町長の文書にはこれ以上できないというのが、基本構想ができて1年でそんな中止になるということでしたら、もう基本構想には、例えば私が文書を考えると、「これ以上続けられない状況もあり得る」と、なんかそれらしいことを基本構想とか基本計画に載ってもいいわけじゃないですか。じゃあ、これまるっきりに嘘ってということですか、基本構想・基本計画は。というのはもう一つ言いますけど、町長の人工透析中止の文書でもって一方的な通告はその効力が私はないと思うんですよ。むしろ町長自らの発言である

「医療・福祉は町民の理解と納得を受けたいという町政運営が必要」って町長言ってるじゃないですか。とすると、この町長自ら言っていることに違反しているんじゃないですか、このことは。それともう一つは、町民に対しても公約違反だと私は思っております。一時的な休止はあったとしても、基本計画にあるように継続されるべきということを思います。その点どうですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

まず基本構想・基本計画でありますので、その時点では先ほども申し上げましたとおり、10床を持った透析の治療は今後もという状況の中で、そこには掲載をさせていただきましたので、家族会含め患者様にもそのことはお詫びを申し上げたところでございます。しかしながら、安全安心に将来における透析治療の状況ができない状況の中で続けるという無責任さの発言もできないと私は思っております。そういった状況でございますので、医療センター全体、いわゆるトータルなものの考え方をさせていただきたいと思っております。そういった状況の中で、無床に対する状況も現在、先達での文教福祉委員会協議会の中でもお話させていただいたとおり、今後の令和4年の4月を目指して目標にしておりますので、その段階での現在実施にかかる前の準備段階を、皆さんで病院の医療スタッフ含め、役場の行政職も含め、それから各種団体も関わっていただいて、現在検討をしておる状況であります。従って、今後に進める医療センター、それから保健福祉センターもまだ中身が決まっておるわけではないわけでございます。そのところもご理解をいただけたらというふうに思っております。いずれにしましても、今後において安全安心な人工透析治療ができないという状況であることも踏まえて、ご理解を賜りたいというふうに思います。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

内容が繰り返しになりますけども、ただそういうことを含めての基本構想と基本計画じゃないんですか。総合計画もそうだったと私は思います。そのための基本構想・基本計画。だからそこで、私はさっきも言ったように、それは町長、町民に対しての答弁になってないとは思いますが、患者さんのことをよく言うんですけども、私はもう一つ心配するのは、2025年には団塊の世代を含め高齢化の進行を考えると、もっと人工透析の患者さんも増えるような可能性も高いわけです。町長の言う町内で安心して医療が受けられる医療体制の充実が必要ということについて、私は今の答弁については無責任極まりないと、

ぜひこういったことを含めて、町長が言っていることを含めて有言実行の姿勢で、町民の前にそういった姿を見せてほしいということをおっしゃるわけですね。それでちょっと1つ聞きますけど、じゃあ町長に私聞きますけども、これはあくまでも私の推測なんですけども、なぜ町は基本構想等や町民の皆さんに、例えば先ほど言いましたように、これ以上続けられないという状況もあり得るということをおっしゃるに、基本構想に謳わずに、今後も継続実施するというような、簡単に言えば嘘の記載・説明をしたのか。まるっきり患者さんはもちろん、町民を騙したことになるのか、町長の責任としてはどう思うのか、もう1回答弁お願いしたいと思います。

(「議長、町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

嘘の答弁と言われますと、基本構想・基本計画でありますので、計画というのは当然変更がかかることはお分かりだと思います。そのとおりやればいいわけです。だから先ほども申し上げましたとおり、このことについては、深く私も継続ができなかったところには重く受け止めたいとは思いますが、将来において先ほども何回も言うように、現場を預かっておられるスタッフの方々も、将来において安定して安全なものが使用行為としてできないという判断のもとでございます。そういう状況の中でございますので、ひとつとった人工透析の中止の問題だけではなく、我々は先ほども答弁の中でお話をさせていただいたとおり、今後医療行政を預かるものとしての責任もあります。このことを含めて、今の東栄病院から有床診療所にして、規模を縮小して、今後東栄町に安定した医療を守っていくという責任は我々にもあるということでございますので、その辺のところはご理解を賜りたいと思います。

(「議長、3番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

平行線になりますけども、じゃあ町長はその総合計画も然り、今度の東栄町の医療センターの施設整備の基本構想・基本計画も然りですけども、そういったものは、例えば今言ったように1年後にでも変更はあり得るというようなことを認めるわけですか。じゃあ何のための東栄町の医療センターの計画であるかということです。町長の答弁というのは、私は全然基本計画の重要性というのは認識されてないと、いつでも変わり得るんだというような答弁のような気がするんですが、じゃあそれは住民に対して、一方的な文書でもってこれで終わりということですか。やっぱり住民とそういったことを対話しながら理解し

てもらおうということが大事じゃないですか。そういう計画も含めて今後どうするわけですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

行政経験者である方が計画を持って、それは計画をそのとおりにやりたいというのは当たり前だというふうに思っています。ところが、それぞれ事情によって計画が変更になるということはあると思いますし、そのことについて一方的に行政側が全てを変えることじゃないというふうに思っています。これは当然、住民の皆様もありますし、それぞれ議会も当然そうではありますが、意見をお伺いするという状況で決めていくということだというふうに思っています。従いまして、総合計画もそうですが、全体の構想は一番最初にこうした状況の中で進めて行く。そういう状況の中で中長期があり、5年間の前期・後期の計画があり、そしてそれを実施するための3年計画があるわけです。実情によっては、それができないから変更をかけていくんじゃないですか。山本議員も今まで行政の経験がありますし、全て計画どおりに進まないから、進めるために当初は作るわけではありますが、変更がかかってくるのは当たり前だというふうに思っていますのでよろしくお願いします。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

じゃあそれなら私聞きますけども、基本計画、こういう計画をやるんだ、継続して住民に安心してもらうためにこういう計画を作ってこれからやるんだと、5年10年先もやるんだということの中で当然作ってあると思うんですよ。じゃあそういうことに対して町長は、私は状況の変化によってそれはいろいろあり得ると思うんですけども、努力っていうことが必要じゃないんですか。じゃあこの東栄町の医療センターの基本構想に対して、これからももっと継続して、患者さんはもちろん町民の皆さんに安心してもらうんだという、こういう計画を作り上げたということの中で、1年で努力をやめて中止になるって、そういう基本計画ってありますか。もう一回ちょっと答弁してください。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

繰り返しになりますので大変申し訳ないんですが、先ほども申し上げたとおり、透析ひとつの今の問題を質問されておりますので、何回もお話をさせていただくのは本当に心苦しいですが、安全安心に将来をできないという状況、これは今までもお話をさせていただいております。医師の確保の問題も含め、看護師の問題も含めて全てそうでありませぬ。突然ここで起こったわけではなく、基本構想の中で当然何とか透析は今後も続けていきたいという状況の中で、あそこには計画を盛り込ませていただきました。しかしながら、今の状況の中でこの1年は何とか踏ん張れるように、ギリギリのスタッフの中で医療センターも頑張らせていただいておりますが、将来において、例えば医師が1人欠けても、看護師が1人欠けても、突然休止になるという状況もあり得るわけでありませぬ。だからこそ、早い段階の半年前にそういう決断をしながら、皆様にはご理解をいただきながら、安全に転院を図るために我々は今努力をさせていただいているという状況でありますので、この辺のところをご理解いただかないと同じような堂々巡りになってしまいますので、よろしくお願ひいたします。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

私は理解できませんけども、最後にこの件についてはお伺ひしますけども、今冒頭、私がお話しましたように署名活動もやっぱり町民の中でも1,000人余の方が署名をされている。全体では5,000人余ですけども、こういったことを含めて、来年の3月をもって中止ということになるわけですけども、撤回するというような考えはありませぬか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

12月の時に配布をさせていただいたとおりでございませぬ。経過報告も含めて、現在の透析の関係につきましては、患者様が18名おみえになります。東栄町は4名、設楽町が1名、豊根村が3名、旧佐久間町が6名、旧水窪町が4名でございませぬ。この方につきましては、細かな内容につきましては、もし必要であれば医療センター事務長からお話をさせていただきますが、そういった状況の中で11月22日現在ですが、13名が転院希望先を決めて、医療機関との面談を現在実施しております。既に2名は転院を完了しております。残りの3名の方になるわけですが、その方々につきましても、しっかり今後もサポートさせていただいて、安全に転院が完了できるよう進めてまいりたいと思っております。本当に患者

様には大変1日も欠かさない治療が必要だということは重々承知をしておりますが、我々も東栄医療センターを何とか今後も安定的に安全に進めて行くためには、こういった決断の中で決めさせていただいたというところでございますので、今のところこのままの状況で進めさせていただきたいと思っております。

(「議長、3番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

この件については終えますけども、私もう一回お話したいんですけども、患者さんたちが、町長が言うように13名の方はもう転院が決まっておると言うけども、患者さんにしてみれば今日、明日の命になっちゃうわけですよ。ですから、仕方なしに決めざるを得んわけですよ。そういうとこを特にやっぱり理解してもらわないと、医療行政のトップとして何も決まったから納得していったわけじゃないと私は思いますよ。それをやらなければ、明日の命が分からなくなるわけでしょう。だから町に対していろいろ言うことがあっても、それを考えれば先に転院を決めなければならない。じゃあ他市町村に住むのか、それとも通院にするのか。私は患者さんに聞いたことがあるんですけども、やっぱり透析が終わって帰ってきて血が吹いたりして、また行かなきゃいけないときもあったということ。その方は亡くなられたわけですけども、そういうことがあるということをおっしゃっていました。だけでもそういうことになると、私は患者さんだけでなく、患者さんはもちろんですけども、これから町の高齢化に合わせて、そういう人工透析をしなければならないという人も増えてくる可能性だってあるわけです。それを見据えた基本構想・基本計画じゃないんですか。じゃあこれからは町の方は、総合計画みたいな憲法にも等しいものも、変更はあり得ると、そういう解釈でいいわけですね。じゃあ私はそれで結論として受け止めておきます。

ちょっと時間の関係もありますので、次に進みたいと思っておりますけども、先にちょっとお断りしておきますけども、順序不同になりますけども、町長は赤字解消のために無床診療所になると私書きましたけども、それからじゃあ逆に無床診療所にすれば赤字解消になるかということをお断りしたわけですが、町長はそんなことは軽々しく言っていないということですが、これ新聞に載ったんですよ。ちょっと私、今資料が無いんですけども、そのことは町長が新聞の取材に応じて、1つは人口が減少になるから無床診療所と、それから2番目は医師の確保が困難だから無床診療所、それから次に3億円の赤字を解消するために無床診療所と、その3点を挙げておるんですよ。その中の私は1点、じゃあ赤字を解消するためには、無床診療所になれば赤字解消になるかということをお断りしたんですけど、何の回答もないわけです。だけど東栄町の方は、町が言うように財政負担が大きいから無床診療所もあり得るなど思っておる人もおるかもしれませんが、ふたを開けて無床診療所にしたら全然赤字が解消されていないということになれば、本当に町民としては大

きなベッドが無くなるという代償を支払ったうえでの無床診療所ですよ。そういったことが赤字解消となる手段ですか。手立ては全然考えていないということですか。

(「議長、町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

まず1点、今までの東栄病院の決算状況を山本議員もご承知だと思います。これは私が細かく説明をすることではないかと思いますが、東栄病院の現在の状況は、当然外来を持つ外来の収入部分、それから病床を持つ病床の状況、これは今までもずっと過去ご説明をさせていただいたとおり、病床を持つことによる赤字額がほとんどを占めております。患者数も個々の説明はしませんが、承知をしておると思いますが、外来についてはほぼ微減であります。ところが病床については、今言うように当初40床持っておったときでも、20床を切っておるような状況ですし、現在19床ですが10床に満たないという状況の中です。それをもってもいわゆる病院の病床を持つとなれば、看護基準を持たなきゃいけないという状況でありますので、当然病床の収益は減るわけでございます。当直医もいるわけでございます。そういった状況の中で、緩和するために我々は一生懸命個々のことを含めて検討してまいりました。そういう状況の中で、段階的に縮小するという状況を見据えてきたわけでありますので、今言うようにまずは病床を持つことによる赤字額の状況、今までも過去ずっと来たように病床の中で、患者数が減れば当然病床の収益が減りますので赤字額が増えてくるという状況の中で、昨年度は約3億くらいの赤字額を積んできたという状況でありますので、これが段々と縮小になって病床が無くなれば必然的にその分が解消できますが、先達ての文教福祉委員会協議会の時もお話させていただいたように、ただちに無床になれば即座にその分が、赤字額が全て解消できるという状況ではないというふうに思っております。これは国の制度の中で、交付税算定も病院であれば当然そうですし、診療所が変わればそれだけの収入分しかないという状況の中です。先ほども副町長が説明しましたように、財政シミュレーションの中では、約1億くらいで医療センターの方が運営できればという状況の中で試算をしておりますので、それに向かいながらしっかり今後、令和4年4月に向かっての状況をしっかり我々は検討しながら、将来においての医療行政が守れるようにしっかり今後も進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(「議長、3番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

じゃあ私本当に質問できるところを質問したいと思います。というのは一番分かるのが、無床診療所にした場合、今現在の職員の人件費、これはいろんな協議会でも出ているように、当初予算で試算すると123.6%くらいになるんですよ。これが無床診療所にするベッドを無くすことによって経費も浮くかもわかりませんが、今人件費だけを考えるとだいたい156%くらいになると思うんですよ。この人件費だけを捉えて言うと、赤字解消となるかどうかというのは大きく見ると疑問に思うんですよ。というのは、先達での協議会でもそうですけども、協議会に入るときに部屋の平面図が出たんですけども、どの部屋が必要かというような検討だったと思うんですけども、その会議に入る冒頭に町の方から、まだ医師の確保がされていませんけども、これについて議論を深めてくださいというような前置きがあったんですよ。でも、もう今当初予算編成しておるでしょう、来年の。恐らく基本設計やなんか盛ると思うんですよ、私のサイドで考えると。そんな時にまだ医師の確保がされていないという事態の中で設計ができるかどうかということも私は心配するわけです。そうするともう1つは、今言うように赤字が解消されるボーダーラインを町としてはどのくらいの規模においているか。例えば、医師の先生が何人で看護師何名くらい、そういうような赤字と黒字になるちょうどボーダーラインをどのくらいの規模においているかということ、そこら辺も含めて答弁いただきたいと思います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（伊藤知幸君）

医師の確保の問題につきましては、一応今の段階で、今は3人いるんですけども、自治医大の先生が来年度来てくれるのかどうかということについては、まだ未確定というか来れない可能性の方が高いということで、一応2人という形で計画の中では考えていまして、先日と言いますか委員会の中でもお話したのは2人を基本として考えていますので、それで考えた構成という形でやっておるということで、医師は2名という形になっています。後のスタッフの関係につきましては、今みえる職員数はこれから退職されたり、そういうこともありますので、そういう部分も含めてまだ病床に変わるものがどうなるのかという部分は決定していませんけれども、そのことも含めて試算するように今していますので、委員会の席ではお話したいというふうに思っております。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

答えていただいたんですけども、やっぱり赤字を解消することが大前提、それがひとつ

の条件になっている。だから無床診療所ってそれを大前提に掲げといて、予算の編成時期に入っておるので相当具体的になっているんじゃないですか。予算をとったときに、今言うように、自治医大の先生がまだ分からんとか2名は確実だとか、確実というのはどういう点で確実かというの、ただ立ち話で言ったとか、1年それからずっと先もやってもらえるのか、どういう確実性があるのかそこら辺もお聞きしたいんですね。

(「議長、町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先ほど言いましたように、医師の確保は非常に難しい状況であります。従いまして、先ほど言いましたように、段階的縮小を組みながら常勤の医師は2名という状況になるかも分かりません。これは今もお願いをしておるとおり、来年度の自治医大の派遣の枠は県の枠でありますので、これは、今は要望活動しておりながら、何とか継続をしていただきたいという話をしております。従いまして、先ほど言いましたように病床の行く末、これも当直医を含め待機という状況になるわけでございますが、現在も先ほどの透析の日直も含め、それから当直も含めて、新城市民病院等のいわゆる協力・応援をいただいて、何とか運営をしておる状況であります。そういう状況を見据えていただいた中で、やはり次の令和4年に向かう新しい施設も含めて、我々は東栄町の医療を守るために何とか頑張りたいわけです。住民が望む病床も我々としては残したいですよ、本当は。しかしながら、先ほど山本議員が言われる透析もそうです。もし、治療中に大きな事故が発生した場合、病床を持たない病院がそれを将来において透析を続けられるんですか。そういう状況を見据えた中で、我々は今後の東栄町の医療も含め、当然私どもの自治体だけの医療の状況は、それぞれの自治体が守らなければいけません、北部医療圏の圏域の中での連携をとらなければ、我々みたいな3,200人の規模になった町が運営できる状況ではないということもやはり理解をいただきたいと思っております。しっかりまたスタッフについては、確保してまいりたいと思っておりますが、なかなか先ほど言いましたように、専門医をなかなか育成するのは難しいですし、それからそれぞれ派遣についても、我々の病院だけではなく他の病院も医師不足等も踏まえて、看護師不足もあるわけでございますので、その辺の理解もいただきたいと思っております。基本構想・基本計画にありますように、外来の診療科目は何とか継続して残していきたいというふうに思っています。それはその中にありますとおり、我々も頑張っていきたいと思っております。従いまして、常勤の医師はある程度今の状況ですと2名の状況、あるいは派遣があれば3名、その他の診療科目についてはそれぞれの、今もそうですが浜松医大、ハートセンター等々踏まえた非常勤の先生のお願ひも、今面談をしながら今後進めておるところでございますので、来年度以降も何とか継続してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解お願いいたします。

(「議長、3番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

これで当初予算3月に出る、そういうところの予算が議会に提出された場合に、それだけのことで私は納得できない状況です。何とか努力したいってそういう時期は終わっているんじゃないかなって私は思っております。努力過ぎちゃって、もうこんだけはっきり言って、先生に今までどおりやってもらえるというようなしっかりしたものがなければ、来年どのくらいの予算が出るか分かりませんが、仮に7,000万とすればそれだけを認めたら、もう先生とその建物の規模やなんかも別々で進んで行っちゃって、できた暁には先生がみえなかったということの無いようにとにかく進めてもらいたいということを思うわけです。それとやっぱり、何と言っても先ほど副町長に答弁いただきましたように13億、それだけのものをやるということになればなおさらのことです。

他に移りますけども、最初の1番のことで副町長の方から答弁をいただいたわけですけども、財政シミュレーションですね。私これ、先達て副町長の方から財政シミュレーションで説明していただいたわけですけども、本来はこれ全然適切な資料ではなかったと思うんですよ。むしろ、副町長が今、口頭で言ったところの方が資料を出してもらいたいところだということです。それで副町長はこういうことを言っている。財政シミュレーションについては令和3年、4年がピークだと。それ以降については、大きな起債償還が終わるから相殺勘定でそんなに負担にならないというような答弁でした。そこんところを資料ではっきり示してもらいたいわけです。というのは大型事業が終わるのは、終わった後から2、3年後に過疎債やなんかの起債償還が始まるんでしょう。そうするとそのピーク時ってというのは、恐らく僕は副町長がそう言うピーク時とちょっと違って来るんじゃないかなと。そこを、今日は無理な話ですが、私は本当は資料を持って質問をしたいと思ったんですけども、全然これ建設時の財源確保ができてるのは当たり前で、それ以後に返済する起債償還がどのくらいになるかということをお心配しておるわけです。そこら辺をぜひまた、今日はどっちにしても口頭になってしまいますので結構ですけども、そこら辺の資料も持って町の財政は健全なんだということをはっきり言っていただきたいということをおもうわけです。もう1つ、これは私一方的になるんですけども、今度の東栄町の新医療センター建設について13億かかると言ったんですけども、私は自分の一方的な考えですけども、財政的な面も心配ありますけども、むしろ新東栄医療センター建設後の運営状況を確認したあとで、保健センターをどうするかと、どういう規模にするかということをお議論を深めて行ったらどうかと。ですから私は同時にやるということについては、ちょっと賛成しかねる面があります。その点についてお答えいただきたいと思っております。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

まず1点目の地方債の償還につきましては、さきほど私が言いましたとおり、この間は5年間の中期の計画として出させていただきましたが、実際に20年先のことを出してもそういう形になります。これは、さっき私が最初の回答させていただいたように、やはり平成20年度以降に結構大きな事業をやってきております。それらの償還がやはり結構な額となりまして、それが特に過疎債は12年で償還が終わりますので、そういったものが終わってくるのがちょうどこれからになってきます。そうすると確かに今回の事業の中では、今年度やっている防災行政無線の起債だとか、あるいは令和3年度の保健センターの借入れを予定しておりますが、そういったものを踏まえたり、昨年度の保育園の起債の償還とかを踏まえても、それでもやはり数字を積み上げていくとちょうど令和4年ぐらいが

（「それを資料で出してくれということです」の声あり）

それは出すことは可能でございますので、いくら口頭で言ったことと全く一緒ですので、数字はそのとおりになっております。

（「一緒だというのを資料で出して確認させてくれということです」の声あり）

私はこの間5年度までのを出させていただいたので、6年度以降のものも出すことは可能でございますので、また委員会の席でも結構ですし、どこかで出させていただきたいと思っております。まさしくそういった数字になっております。それから保健センターと医療センターを一緒にやるということにつきましては、それは町長もかねてから説明しておりますように、やはり医療と福祉があそこで一体となってやるというような形から今回の計画になっておりますので、さらにそれをやっても、そういった償還の地方債だけを申しますと、そういったような形でなっていくということでもありますので、その形で進めて行きたいと思っております。

議長（原田安生君）

時間です。以上で、3番 山本典式君の質問を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。再開は11時5分。

<10:52~11:05>

----- **5番 加藤彰男 議員** -----

議長（原田安生君）

再開いたします。次に5番 加藤彰男君の質問を許します。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番 加藤彰男君。

5 番（加藤彰男君）

議長の許可のもと一般質問いたします。よろしくお願いいたします。

はじめに、バイオマス発電所 建設不同意の意思表示と環境保全条例制定などの取り組みこのまちの環境をいつまでも守るために について質問いたします。西菌目地区のバイオマス発電所建設計画は、現在、東栄町農業委員会で建設予定地の農地転用に関わる手続きとして取り扱われています。その一方、地元である西菌目地区・川角地区からは建設反対の意思表示が行われ、また区長会などで構成されるバイオマス発電対策協議会では、住民アンケートも行われました。改めてまちづくり基本条例の立場から、町としてこの問題に対する不同意の意思表示が求められています。そして同時に、行政上の一連の諸手続きが進んで、もし仮に発電施設が建設された場合に、町として環境保全維持の取り組みをどうするかも問われています。以上を踏まえて、次の回答を求めます。1つ目です。町として、今回のバイオマス発電所建設計画を、まちづくり基本条例をはじめとする町政における理念・政策としてどのように考えていますか。2つ目です。全国の自治体の事例にあるように、地域の生活環境を守っていくため環境保全条例を制定する必要があります。同時に条例として環境保全協定、環境影響評価なども義務付けしなくてはなりません。条例制定などの取り組みを今後どう進めていきますか。3点目です。建設予定または関係地域の住民の皆さんの意思も踏まえて、町としてバイオマス発電所建設に不同意の意思表示を行う必要があると考えます。どうですか。

続いて、とうえい保育園などの保育・教育環境の整備について 子どもたちによりよい環境と安全を保障するために について質問いたします。4月に開園した東栄保育園では、新たな施設環境の中で子どもたちの成長・発達をしっかり支える保育の取り組みが行われています。また、東栄小学校・東栄中学校においても、町内各1校という条件での小学校・中学校の連携や諸行事における地域との関わりなども含め、東栄町らしい教育の取り組み・実践が進められています。このような保育・教育の展開とともに、子どもたちによりよい環境を保障すること、さらに安全を確保することも町行政における私たちに課せられた責務です。以上の点を踏まえて、次の回答を求めます。1つ目です。とうえい保育園の園舎・園庭の日照の問題は、新園建設のプロセスでも意見として出されていましたが、開園後の実際の保育園の運用の中でどう捉えていますか。またよりよい保育環境を作るために、保育園の日照に影響する樹木の伐採などが必要と考えますがどうですか。2番目です。東栄中学校の生徒の登下校は、授業時間や部活動などでの中等教育の特性も踏まえながら、特に夕方下校時の安全については、長年、学校・PTA・教育委員会などで対策が進められてきました。その中で旧役場駐車場から中学校テニスコートにかけての歩道は、照明設備や樹木や路面の状態などの改善や、さらに学校や役場からも死角になる場所としての安全対策が必要です。中学校の登下校時の安全対策の取り組みをさらにどのように進めて行きますか。3点目です。地震など大災害発生時には、保育園・小中学校が町の重要な避難所の役割を担います。特に、子どもたちの保育時間中や生徒が在校している場合の保護者との連絡対応、さらに避難所としての受け入れ体制なども含めて、具体的な検討や取り組みが必要です。町としてどのように進めていますか。以上で、通告書に基づく質問を終わ

り、残り時間再質問させていただきます。

議長（原田安生君）

5番 加藤彰男君の質問が終わりました。質問に対する執行部の回答を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

それでは、私からはバイオマス発電の建設不同意の意思表示ということで、その中の3番目にあります建設予定地または関係地域の意思も踏まえての不同意の意思表示をとという質問でございます。回答させていただきます。当施設建設計画については、本来ゴミは出たところで処理するという原則から外れている点や、住民による反対の意思表示もあり、個人的には施設建設については賛同しかねる部分もございます。しかし、建設を止めるには法令等の根拠が必要となってまいります。建設をストップさせてほしいという住民の皆様の声や願いを叶えることが難しい立場であることが、個人的には非常に残念であります。そのため建設が止められないから推進しているというわけではないことをご理解いただけたらというふうに思います。以上でございます。

議長（原田安生君）

次に、参事兼振興課長の回答を求めます。

（「議長、参事兼振興課長」の声あり）

はい、参事兼振興課長。

参事兼振興課長（丹羽貴裕君）

私の方から、まちづくり基本条例など町政における理念・政策として、どのように考えているかという点についてご回答させていただきます。まちづくり基本条例では暮らしやすい町を未来に繋ぐため、住民・議会・行政の三者の協力によってまちづくりを推進することを理念としております。行政は、権力的な業務を行うこともあり、法令遵守が強く求められる点を持っております。そのため、住民の皆様の気持ちに寄り添うには、どうしても限界が生じるという場合もございます。そうした状況の中、区長会の皆様などによりバイオマス発電対策協議会が設置され、住民アンケートが実施されました。また、住民や議員の皆様により、まちづくりを考えるフォーラムなども実施されております。こうした事例は、住民や議会の主体的な行動であり、条例の理念を実現する行動だと捉えております。私の方からは以上となります。

議長（原田安生君）

次に、住民福祉課長の回答を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

それでは、私の方からは環境保全条例の制定の取り組みを今後どう進めるかという点について、まず回答させていただきます。今回の案件を通して環境保全条例の必要性は感じております。また、バイオマス発電対策協議会での議論を通じて、環境保全に対する住民の意識が高まっていることも感じております。環境保全条例につきましては、現在、庁内で制定に向けての準備を始めているところであり、今後検討していく中で各機関への照会等の手続きを経て、6月の議会定例会への上程を目標に進めてまいりたいと思います。

続きまして、とうえい保育園の園舎の日照に関してのご質問ですけれども、保育園の園舎・園庭の日照につきましては、保護者から日照に影響する立木に関する意見が出されており、この季節午後2時頃には、園舎・園庭とも日影ができる状態であることは確認しております。現在、地権者と立木伐採に関しての話をさせていただいておりますが、当該山林につきましては、平成29年度に間伐を実施しており、今後、地権者との協議や間伐による補助金を使って事業を実施したことによる制約等の調整ができれば伐採を実施したいと考えております。私からは以上です。

議長（原田安生君）

次に、教育課長の回答を求めます。

（「議長、教育課長」の声あり）

教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

それでは、保育・教育環境の整備についての中での2番、東栄中学校の雄歩道の改善と登下校時の安全対策についてお答えいたします。中学生の下校時間は10月までの夏季が5時半、11月からは学校行事や部活動等はなく、週1回の地域未来塾を除いて、全員4時の集団下校となります。この時期は、下校時刻に合わせてPTAの皆さんが、戦橋三叉路と別所2カ所で生徒への声掛け実施するなど、防犯と交通安全のパトロールを行っていただいております。さらに学校職員も車で付近をパトロールするなど、生徒の安全を見守っております。役場職員駐車場から東栄中学校テニスコートにかけての雄歩道は、平成20年度のヘリポート整備の際に周辺の木を伐採、さらに平成28年度にはテニスコート下の木を伐採して、明るく、見通しもよくなりました。また、雄歩道には街路灯が設置されており、午後4時30分から7時まで点灯するようにタイマーで管理しているところでもあります。今のところ中学校からは雄歩道の改善要望はありませんが、今後とも通学路を点検し、生徒の登下校時の安全対策に取り組んでまいりたいと思います。

次に3番の保育園・小中学校の在園・在校中の連絡対応、避難所としての取り組みや対応についてお答えします。保育園での災害時の対応や行動計画は定めておりませんが、小学校・中学校の災害時の対応や行動は学校防災管理計画で定められており、火災や地震、

不審者侵入に対する避難訓練等も計画的に実施しているところであります。保育時間中や在校中に災害の発生や大雨などによって、保育や授業を中止して帰宅させる判断をした場合には、状況を的確に判断し、安全を確認のうえ、保護者への一斉メールや電話等により連絡をとり、保護者の迎えを待つことにしております。今年度はこのような事態を想定しまして、9月に小学校と保育園の合同で、保護者への引渡訓練を実施したところであります。小学校、中学校は町の中心部に位置しまして、収容人員も多く、耐震化されているなど避難所として優れております。ただ、小中学校を避難所として開設する場合の具体的な避難所運営等については協議がされておきませんので、今後担当課とともに検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

議長（原田安生君）

執行部の回答が終わりました。ただいまの回答に対しまして再質問はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今、回答ありがとうございました。ちょっと再質問ですけれども、順番が少し逆になりますけれども、最初の保育園と学校の関係です。課長からの答弁がありましたように、保育園の方は今後の中で樹木の伐採を行っていくというふうなことです。答弁の中にありましたけれども、今年度4月の開園のその前後のところで、保護者の方から日照の問題が定義されていて、それ以前のワークショップの段階、建設に向けてのワークショップの段階でもその指摘がされていて、多分課長がお話された内容はこういうことだと思います。冬至の日、12月22日ということで、これは昨年のあるところで実際に測定をした時に、測量等で午後1時半のところでは園庭の8割ぐらいが暗くなってしまう、日影になってしまう。そして、午後2時になりますと園庭は全て日陰で、なおかつ園舎、保育室も含めた園舎もほぼ日影になってしまうという事態が想定されている。確かに保育園の場合も、学校もそうですけれども、新しく作った場合に1年間の中でどう見てくのかというわけですけれども、もう既に4月の段階でこういうシミュレーションも出されていて、現実的にこういうことが徐々に進んでいると思います。先ほどのところで、地権者も含めて伐採していくという方向ですけれども、この点は保育園の職員の皆さん、それから保護者会の方の役員の皆さんを含めて相談しながら、ある面では迅速に、早急に行っていくということが必要かと思いますが、そういう点でどうでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

伐採につきましては、先ほど住民福祉課長からの回答もありましたように、平成29年度に間伐をしております、水源林対策事業の補助金を活用しています。原則5年間掲出の変更をしてはならないということで、どのような方向でやっていくかと、先ほどのご質問のとおり保護者の方、それから水源基金、それから森林組合、住民福祉課とも相談しまして、どのような対策ができるかというのをこれから検討していきたくと考えております。以上です。

(「議長、5番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

その辺は具体的にぜひ保護者の皆さん、重ねてですけど職員の皆さんと具体的な相談を進めて行っていただきながら、どのような見通しで行くのかということも充分伝えていただくということと同時に、他のご意見もあるかと思えますから、この問題を含めて保育園の環境問題について、環境の課題についてあると思えますから、それもちょうんと聞き取って前向きに検討していただきたいと思えます。

続いて学校の関係です。先ほど教育課長からお話がありました。それぞれ学校の方でも下校時間を調整する中で、子どもたちの安全をちゃんと確保していく。さらにPTAの皆さん含めてパトロール含めて進めてみえる。本当に敬意を表する内容です。その中で歩道のところがありますけども、実際時期によってはあれですけどこの前見ましたら、大変路面も綺麗にされて路肩のところも整備されていきました。多分学校の方でもやっていただいているというふうに思います。本当に先生方忙しい中、そういうふうにご対応いただいていると思うんですけども、ただ通常の清掃以外のところで考えますと、やはり歩道の崖側、路肩の山側ではない所、そこのところがいわゆる柵が無い状態で、そのまま樹木が倒れている状態のところそのまま歩道になっているわけですね。それから、山の斜面のところでは1カ所土が崩れかかっているところがあるわけです。そういう点では、日常的に学校が一生懸命管理している中で、もう少し全体の構造として対応するという場所はあるんじゃないかというふうに思いますがどうでしょうか。

(「議長、教育課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

議員おっしゃるとおり、今雄歩道の崖側の方にはフェンス等の柵等はありません。そして今年の大雨によりまして、ちょっと山側の方が少し崩れまして、土を取り除いたことがあります。必ずしも今の現状がベストという状態ではございませんが、今後もそういう

ところを点検しまして、必要に応じて今言われたような対策を講じるように検討したいと思います。

(「議長、5番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

ぜひ検討をお願いしたいと思います。ある面では学校そのものの敷地というか、そうでなくてですから、教育関係予算の中で今後どういうふうにデジタルの教育も含めて、どこへ教育としてお金を使っていくのかという部分もあるので、限られた部分もあるかと思えます。その辺では町全体として、例えば町における交通安全の費用だとか、いろんな面で活用しながら対策ができるんじゃないかというふうに思います。それからもう1点、これは平成30年の時に、文部科学省の方が登下校時における児童・生徒等の安全確保についてというふうな依頼というふうになっています。これは実際依頼と言っても、過去、昔で言えば通達というかそういう性格のものだと思うんですけど、その中で各教育委員会にちゃんとした点検を行って行ってということで、対策をとってくださいというふうなことを改めて言っています。さらにその中では、通学路と同時に通学路以外も児童が1人になるような区間については、充分検討してほしいというふうに言っているんですけども、その文書の中に加えられているいくつかのチェックポイントシートとかが出されています。こういうふうな具体的にやってほしいということで文部科学省が言っています。こういう中でこの一文があります。危険箇所の改善に関する着眼点というところですよ。環境整備が十分であっても、人通りが少なく道路上の死角があり、かつ防犯カメラも設置されていないなど、見守る目が不十分な場合は、危険箇所と考えられる。とするならば、あそこの箇所はある面では本当にこれにそのまま当てはまってしまうわけです。ここでは、防犯カメラ等設置することが大事なんだと、ですから人の手による見守りも十分していくんですけど、全てカバーできないところはこういう対策が必要だというふうに文科省は定義しています。この点も、やはりどういう形で町の方の施策として行うかはあるんですけども、ぜひこの点も今後検討していただきたいと思いますが、まあこれは教育委員会がやるのか、そうじゃなくて町全体として子どもの安全をしっかりと見守っていくと、保証していくという点が必要かと思えますけどどうでしょうか。

(「議長、教育長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

議員のご指摘のとおりだと思います。うちの町内の子どもが1人になる場所というのは、

非常にたくさんございます。それは役場から学校へ上がる雄歩道も含めてでございますけれども、自宅から学校までのところでも1人になる危険性が大変高い地域という認識は持っております。昨年度の段階で、自宅からバスに乗るなり何なりの1人になる箇所を小学校・中学校、それから保護者の皆さんにご協力をいただいて確認をしたところでございます。ただその区間に、防犯カメラでありますとか、その見守りを確実に付けていくことは、時間的にも労力的にも難しい部分がございますので、ご家族の方にお力をいただいたりしているのが現状です。そして雄歩道のところに関しましては、今、まず時間的に明るい時間に通過すること、それから複数の人間、子どもたちで通過をすることということを学校も配慮して登下校しているところでもありますし、あとイノシシとかクマの出没情報もございますので、そうしたようなものにも対応していく必要があるかなというふう思っております。特に、暗くなって一人で歩くような子には鈴を持たせるだとか、そういうような配慮等をしていきたいというふうには思っているところでございます。なにぶん、町の離れたところから通う子どもたちがいたり、それから一昨年度、ブロック塀が倒れて事故に遭ったというああいふことに関しましてもうちも決して例外ではありませんので、議員ご指摘のとおりいろんな危険性を配慮しながら、それから通学路も会議をしておりますので、そうした中で町と建設事務所と力を合わせながら、安全の確保には鋭意努力をしてみたいと思います。またお気づきの点がありましたらお教えいただけたらと思います。

(「議長、5番」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、5番。

5番(加藤彰男君)

今教育長から答弁がありました。イノシシとクマという話のところ、鈴の話は以前クマのことで質問した際にそういうものと言った時に、早速教育委員会が対応してやっていただいたと思います。併せて防犯カメラも、町で以前町内の安全ということで設置した経緯とかあると思いますので、その辺のところの事業も含めてまた検討を、ぜひ町全体でしていただきたいというふうに思います。

それから避難所のところで、避難所についても学校の防災計画の中で訓練をしている。それから保育園もそれぞれその施設としての安全確保でやっているというふうなことでしたけども、全体の町の防災計画、地域防災計画の中との関係はこれからというふうにありました。ぜひそれは進めていただきたいと思うんですけども、実際東日本の大震災のあとに、岩手県の大船渡の小学校が避難所になりまして、その対応にあたられた先生の話伺いました。その先生が言われるのは、夕方にかけての時間で子どもたちの保護者へ連絡しなくてはいけない。そのこととともに避難所に避難してくる住民の方々の対応を学校は同時に行ったということが述べられています。そして、その先生方にとってみると、実はその対応を両方しながら、自らの家族の安否はしばらく分からなかったというお話でした。そういう点では本当に災害が起こらないことを祈るわけですが、しかし、もし起こった時

どうするかという点で、先ほどありましたように、学校・保育園等新しい施設であることも含めて、町にとっての大きな避難所の機能を果たすという点を考えるならば、そこで働いてみえて、また教育や保育に携わっている先生や職員の皆さんとの関係を、やはりこの場合も想定しながらどういうふうな場面で対応できるかというのは、やはり調整していく、また訓練をしていくことが大事かと思っておりますので、ただ現状としては教育機関であり、また保育施設であるという点を考えるのであれば、その前提の中で無理がない形というか、調整しながらできる中で進めていくこともまた大事かと思っておりますので、ぜひそれも教育委員会、住民福祉課含めて検討を進めていただきたいというふうに思います。

続いて、バイオマスのことです。バイオマスにつきましては、まちづくり基本条例についてというふうなことでのお話もありましたし、さらに町長から先ほど答弁がありましたように、ゴミをどう処理するかという基本の部分と、個人としては賛同できないというふうな中で、同時にその地域の皆さん、それからこの問題を抱えてきた皆さんの思いをどう受け止めるのかということで、決して推進する立場でないというふうな答弁がされてきました。最初にまず、まちづくり基本条例、私はこれ大変重要な部分で、まさにこのまちづくりの本当の意味での基本、また憲法であるというふうなことで進めてきました。この中で前文としてまちづくり基本条例では、「今を生きる私たちが東栄町の暮らしに関わる全ての人々が幸せを実感できる町を目指して、楽しく自由に希望に満ちあふれた活気あるまちづくりに取り組みことが、未来に生きる子どもたちの明るい展望につながる」というふうにあります。さらに総則の第1条、前文の次の1条のところでは、「町民をはじめとする東栄町に関係する人々が幸せに暮らすことができるまちづくりを行う」ということも述べているわけです。まさにバイオマス発電所の建設計画、そしてこの一連に起っている事態というかことは、このまちづくり基本条例のそのものではないかというふうに思いますが、その点改めてどうですか。

（「議長、参事兼振興課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、参事兼振興課長。

参事兼施行課長（丹羽貴裕君）

まちづくり基本条例に書いてございます幸せに生きるというところでございます。こちらに関しては、一人ひとりがどのように捉えているかということもございます。ただし、全体的に幸せに暮らすということがどういうことなのか、あるいは、例えばバイオマスガス発電施設についてどのように考えているかということについて、個人の意思というもの、あと個人の持つ権利関係との整合性というのものもあるかとは思いますが。町長答弁でもございましたように、一概に反対というふうに言える立場にはないというところが見解になってくるかと思えます。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

まちづくり基本条例では、続いてそれぞれの責務ということが書いてあります。その町長の責務として、「町の方向性に対する自らの理念を持ち、町民と意見交換を行い、町の方針を作成し、町政を運営する」というふうに書かれています。まさに、先ほどの答弁はあるわけですが、ここの部分は町全体がいろいろな問題に対して町長を含め、ある面で町長の責任も含め対処していくんだと、方向性を出して行くんだと、そして理念を出すんだということだと思んですけど、この点改めてどうですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

当然それを踏まえてのまちづくり基本条例だというふうに思っております。先ほど言いましたように、バイオマス発電のこの1つの事件と言いますか、このことについては、先ほど当初ご説明をさせていただいたとおり、本来ゴミは出たところで処理すると、原則論はここだというふうに思っております。これに外れているという状況の中、それから住民に対する反対の意思表示もありますので、個人的には本当に先ほどお話したとおりであります。やはり建設を止めるには法令等の根拠が必要であるということは議員もご承知だというふうに思っております。そのためもあります。しっかりその意見を聞くという状況は、こういった場面においても必要だというふうに思いますので、まちづくり基本条例が昨年できて、全体の計画が今やっとな、今回も東栄町総合計画然り、後半の計画然り、町創生のまち・ひと・しごとの計画もそうでございますが、しっかりこの辺のところについては、条例に沿った形の中でしっかり対応してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

私はまちづくり基本条例こそが今回のところに大きく関わる、町が関わっているというふうに思います。またこれはあと、そのあとでも述べたいと思いますが、少し質問の順番に沿って行きたいと思います。環境保全条例、環境保全協定、環境影響評価についてです。全国の市町村、またある面では市ならず町村レベルでも環境保全条例を作っているところ

がたくさんあります。その中のだいたい大枠の形というのは、ほぼ共通しています。その目的とか定義という条例とか、法律上に出す最初の部分があった中で、特に私はこの中で7つの点が大変大きいかと思えます。それぞれのまさに責務・責任を明記していること。それから首長、いわゆる市町村長が指導・勧告をすること。さらに環境影響評価を実施すること。そして環境保全協定または公害防止協定などを締結する。そして、これらを進めて行く中でもう1つ、環境保全審議会というのを設置するというふうになっています。さらに業者への立ち入り検査。そして事業者名をその場合は公表することもあるんだと。なおかつ罰則規定を設けています。これが、今後目指していくところで当然これは網羅した形で条例を作っていくかといけないと思えますし、それは6月と言わず早く作っていくことが必要かと思えますが、少なくともこのような環境保全条例を作っていくって、環境保全協定を結ばせる、そして環境影響評価も実施させる、そして立ち入り検査もするんだと。それで罰則もする、指導も勧告もするんだということですよね。これが今現状、東栄町にある条例では、このいくつか、今私7つ言いましたけど、この項目が実現できるような条例はあるのでしょうか。現時点としては。

（「続けて言います」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今答弁がないということですから、当然無いんですね。つまりこの問題に対して、今バイオマス発電の建設計画に対して、これらのことが今できないわけですよね。だから条例を作らなくちゃいけないということですよ。これを早く進めて行く必要があるというふうに思います。特に、今回のところでこの間の経過であったように、1番最初に2016年末、2017年の頃に、家畜糞尿を産廃してというような話から始まってきて途中で、それがいつの間にか、ある面では制度改正という部分があったわけですけども、特殊肥料ということによって町としては、町が持っている産廃条例ではこの問題に対処できなくなったというふうに言えると思います。実際、2016年の末から特に2017年18年にかけて、町の方ではその業者Fエナジーに対して事前相談や行政指導をしていると思います。その事前相談、行政指導はどんな内容だったのでしょうか。言える範囲で結構です。

（「議長、参事兼振興課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、参事兼振興課長。

参事兼振興課長（丹羽貴裕君）

私どもの方で事前相談、事前指導ということを行っていた根拠としたしましては、まず土地利用調整条例というものに基づくものになります。こちらの方で私どもとしては、

1,000 m²以上を超える土地の開発行為に関して、関係法令への適合性等を事前に審査するというものでございます。仕組みとしましては、1,000 m²を超えるような土地開発行為の場合は、地域への影響が大きいことから、手続き等に漏れがあってはいけないということで、どういったところが窓口になるのか、あるいはそもそも建てることができなどの条件がないかということ審査、審査という言葉は適切ではないですね。確認するというものになっております。確認するにあたっては、振興課が窓口となりまして、庁内の各課の方に照会をかけるという形になっております。その中で、1番多かったものとしては、書類の不備というものになります。事業者さんの方も初の事案ということもございましたので、提出される書類というものが必ずしも完璧なものが一度に上がってくるわけではございません。あるいは、そうした中で今議員のお話でもありましたように、こちらですと産廃条例の適用になりますというようなところの話も出てきたりして、指導しながらあるいは出てきた資料を見ながらということで、その都度その都度、根拠の法令等を確認しながら事業者さんと話し合いを進めてきたという形になっております。結果的に事業者さんとして、そして我々の方からきた話をもとに事業計画を組み替えられていくということが起こっておりますので、時点時点で事業者さんの出てくる資料、あるいは説明される内容というのは都度都度変更されていったということがあり、現在に至っているという状況です。

(「議長、5番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

ある面では、行政指導の中で先ほど今参事からありましたように、事業計画をしっかりしなさいというふうなことです。それからあと、関係条例等がどう抵触するのか、関わりがあるのか、それを審査しますよと。それから後半の方では、住民に説明しなさいということも途中から言ってみえますよね。その部分があったと思います。それからもう1つ、今回は行政指導として事前相談をした業者が、行政指導を受けているという場面が1つ。それからもう1点は、先ほど言いましたように、農業委員会のところで審査をしています。農業委員会は行政委員会として独立性を持った公正中立である委員会組織でありますから、その内容は当然委ねられて論議されていくわけですけど、少なくとも今かかっている要件については、農振法の農業振興地域整備計画から除外をするかどうかということです。農地を宅地に転用する前に、その農用地にかかっている計画を変更しなくてはならない。この変更について、農業委員会で今協議しているということですのでよろしいですか、経済課長。

(「議長、経済課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

はい、おっしゃるとおりです。5要件につきまして問題がないかどうかというのを議論しているところです。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

はじめに私は、まちづくり基本条例はこの問題に大きく関わっているというふうに思います。それは行政が、今参事が言われたように、振興課をはじめ行政指導をしている。さっき言いましたように事業内容をしっかりしなくちゃいけないということですよね。それから住民の皆さんによく説明をしなくちゃいけない、理解してもらうために説明しなさいということを行っているわけですよね。しかし、これまでの事業者、1つ確認しなくちゃいけない点は、事業者はFエナジーであってソルプレッサでないということですね。当然ですよね。事業者はFエナジーであると。じゃあFエナジーがというふうに前提に置きますが、まずいろんな場で説明がありました。本郷荘であった説明もありましたし、川角地区の川角の住民の皆さんにも説明がありましたし、その後先ほど言いましたフォーラムという形の住民が自主的にやっている場での説明がありました。それ以外の場もあったと思います。その中で一つは事業者の説明内容が変わっている、話す場面において、変遷している、出す資料も変わっているという場面があります。これは共通して聞かれた方が、主にそれが印象にもものすごく思っているところがあります。それから、説明の場で事業者ではない補佐的な役割のソルプレッサの泉社長が、たらねばの話はできない。事業なので途中で変更はあり得る等の発言をしてみえます。たらねば、まさにそうだったらとか、ねばならないというような設定の話に私はできませんという話ですね。ただし、これは事業がこれから始まろうとするときに、当然住民の皆さんだったら、つまりこうなったらどうなるんですかって聞くわけですよね。それからこういう場合はこうしなくちゃいけないんじゃないんですか、まさに、たらねばの話をするわけです。それについては、できないと言っているわけですね。それから事業の途中だから変更があると。これは例えば、バキュームカーの搬入路が変わっている。バキュームカーの中に入る原材料も途中で変更になっていく。さらに、施設が売電事業、中部電力の固定買取価格が終わる20年後はどうなるか。それは話がずっと無かったんですけども、先般のところでは解体をすると初めて話がでます。等々、そういうような説明がされているわけですよね。それからさっきもう1つ言いましたけども、事業者であるFエナジーがこの説明の場において、主たる説明ではないわけですよ。補佐的な施工を請け負っているソルプレッサがほとんど説明している。ある場面においては、その事業者の説明を遮る場面さえあった。これは果たして、行政指導をしている町として、住民の皆さんに丁寧にしっかり説明するというところに、彼らは答えているんですか、この事業者の皆さんは。どうですか。

(「議長、参事兼振興課長」の声あり)

参事兼振興課長 (丹羽貴裕君)

まず、ソルプレッサさんとFエナジーさんの関係性ですけれども、私どもが説明を受ける際に、まず当初確認したことはどのような関係かということでございます。その時点でお聞きしていたのが、業務を推進するにあたってFエナジーさんという方が設備の内容等に詳しくないので、導入に至る経緯を含めてソルプレッサの方が委託契約をFエナジーさんと結ぶ形で様々に説明するという説明を受けております。そうした中で、私どもとしては設備の詳しい内容等について当然確認する必要がございますので、然るべきそれが分かる人の説明を求めていたという形になります。次に、住民に対して説明する際ということにつきましては、やはりそれも分かる内容で説明をしていただくということが大前提になってまいります。あと、現時点での説明の内容を聞いておりますと、Fエナジー側の取締役とセットで説明をされるような形でされているなということは状況としては確認をしているところです。私どもとして、そこの中で説明が縷々変更されていくというようなお話もでございます。私どもとしてお聞きしている中で、もしも私どもが聞いている説明の中で、私どもとして容認できないレベルのようなものがあつた場合は、当然事業者を呼んでどうなっていますかということの確認を求めるといった形になります。例えば、根拠法令に関わるようなところで根本的に変わってくるようなもの、例えば今特殊堆肥を使っておりますということでの説明がありますけれども、これが糞尿になりましたということになれば、当然ちょっと待ってくれという話になってくる。ただし、今のところそのような私どもとして聞いている説明の中の範囲で、これはちょっとFエナジーさん話が違いますよということにまでは、行政として事実確認をする必要があるということが個々の土地利用調整条例の範囲でお答えしておりますが、土地利用調整条例でお聞きしていた点としてまずいんではないのかというようなところは今のところは、例えば何を確認していたかというところ、建設ができないかどうかということになります。そういったところでの説明に触れるようなところは、今のところはちょっと確認できていないというところです。

(「議長、5番」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、5番。

5番 (加藤彰男君)

私は事業者の説明が変わるということは、やはりどういうものができるか分からない住民の皆さんにとってみれば、この説明が変わるといのは大変理解できない、不安な部分です。これは最大限、事業は正確に出すべきだと思うし、大きな事業なわけですから、20年関わるわけですから。これは大前提だと思います。それともう1点、これが関わることもう1つあります。2つ目のところで、東栄町の農業振興地域整備計画、これを町が変える。これを変えないと農地が転用できない。これを変える部分を今農業委員の皆さんは協議を

してみえます。その農振法の中で、この計画を変えるために5つの要件を出しています。その中では、この農用地区域の変更は次に掲げる要件の全てを満たす場合に限りすることができます。5つ全てクリアしなくちゃいけない。今の状況の中で農業委員会を傍聴させていただいている状況もそうでしょうし、住民の皆さんも含めたいろんな場面の中で、東栄町全体としてこの中で1番目、2番目に大きく関わっているんじゃないかと。1項目、5項目のうち1項目ですけども、当該変更に関わる土地を農地等以外の用途に供することが必要かつ適当、つまり必要であってなおかつ適当でなくてはならない。なる場合はこの条件であると。なおかつ他の土地に変えることはできないんだということです。これどうなのか。例えば、この間の話の中でも豊橋や新城から家畜糞尿である特殊肥料を持ってくるんだったら、これは明らかに東栄町じゃない方が効率がいいんじゃないかと、これは多くの皆さんが言っています。果たして、変えることできないんでしょうか。じゃあなおかつ、この土地がバイオマス発電をつくることが必要でなおかつ適当・適切なのかどうか。これ議論がありますよ、既に。これが1つ目です。さらに2項目、5つの中の2項目です。農用地区域内における農用地は、土地の農業上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないということです。川角の皆さんがあそこから取水していて水田、本当に東栄町の中では少なくなってきた水田の耕作をしてみえます。そのことに対しての取水のところで心配があると言っていますね。これがまさに影響があると、支障を及ぼす恐れがあるということじゃないでしょうか。これを考えたら先ほどの業者の説明が変わっていくというならば、一般論で農業委員会の議論でもこれ尽くせなくなっちゃうんじゃないですか、途中で話が変わっていってしまったら。この農業委員会の5つの要件をどう判断するという際も、前提の事業者の説明の資料を出している前提が崩れているということです。これはまさに行政指導に対してもそういう対応をしている、農業委員会の審議、協議の中における対応もそうしているのならば、まちづくり基本条例における私たちが共にまちづくりを幸せにつくっていくんだと、そのために町民の皆さん、そして議会、そして町長も責任を持ってやっていくという最初にあった言葉からするならば、これこそ議論が進む余地はない。議論が進まないんじゃないですか。まさに、この農業振興地域整備計画、町のこの計画は変えるべきじゃないと、これはまさに町に委ねられている権限そのものです。これをしないという、このことが大事じゃないですか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

先ほどの5要件についてお答えします。まず、必要かどうかというところなんですけれども、農林水産省のガイドラインが出てまして、計画が問題なければ、もしくはちゃんとした計画があればそれは必要であるということで、町が必要かどうかということではないということで書いてあります。それで支障を及ぼす恐れがないということに関しましては、

これもガイドラインに書いてありまして、連単した農地、繋がった農地の中で支障がないということでありまして、あそこの地域でありますと他とは繋がっていないんですね。あと、川角の農地に影響があった場合ということで、これは第5条の転用の申請書が出てくるんですけども、そこでは支障、問題があった場合はちゃんと対処しますと、それを対処しない場合は農地法の違法ということで処罰されるということがあります。変わることがどうでしょうかということで、

(「議長、5番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

時間ですから最後。いずれにしても、今ある町の対応なりいろんな検討の場面について、まちづくり基本条例の立場からどう町が運用するかですよ。これが今問われています。町自身がまちづくり基本条例の精神に立って進むのかどうか、これが問われています。私はそのまちづくり基本条例を实践する先頭が町だと思っていますし、住民の方もそう思っています。その期待に応えていただくことを願って発言を終わります。ありがとうございました。

議長（原田安生君）

以上で、5番 加藤彰男君の質問を終わります。

これで、昼食休憩といたします。再開は、午後1時再開といたします。

<11:52~13:00>

----- **1番 伊藤芳孝 議員** -----

議長（原田安生君）

それでは時間になりましたので再開をいたします。

次に1番 伊藤芳孝君の質問を許します。

(「議長、1番」の声あり)

はい、1番 伊藤芳孝君。

1番（伊藤芳孝君）

議長の許可をいただきましたので通告に従いまして、今回私はとうえい温泉とヤマビルについてお尋ねをいたします。これまでも温泉については度々取り上げられてきましたが、今回のボイラー更改計画、あるいは突然の故障による臨時休業、また三遠南信自動車道（鳳来峡～東栄間）の開通でのさらなる経済効果などを踏まえまして質問をいたします。とう

えい温泉は泉質もよく、施設内も手入れが行き届きいつまでも綺麗だと言われ、特に町外の温泉愛好者の皆さんに広く利用をされています。親しまれています。開業当初より来場者が減少したとはいえ、年間17万人近い集客があり、町のシンボルで経済効果も大きなものがあります。しかし、開業以来18年目を迎え機械設備の老朽化が進み、故障等による臨時休業によりお客様に大変迷惑をおかけしています。そこで以下お尋ねをします。最近、臨時休業が多いような気がします。今年度と過去3年間の故障状況について伺います。今年度の故障休業による入浴者数や地域経済の影響について伺います。臨時休業時の周知はどのようにされていますか。今年度のボイラー更新と給湯配管関係で修繕が予定されていますが、これにより今後の故障はどのぐらい減少しますか。最後に、三遠南信自動車道（鳳来峡～東栄間）が開通すれば都市部との時間が短縮され、さらに難所の池場坂が回避でき、多くの来客が期待できます。それまでに設備を改善し故障を減らすことが、とうえい温泉にとって重要な課題となると考えられます。今後の修繕計画について伺います。

次に、ヤマビル対策です。山奥にしかいなかったヤマビルが、麓まで生息域を拡大し、林業者はもちろん住民やハイカーの吸血被害が北海道を除く全国で問題になっています。過疎化や林業の不振で森林が荒廃し、集落周辺の里山も荒れ放題でヤマビルが好む環境が増え、また鹿や猪など獣の増え過ぎや地球温暖化も原因と思われます。ヤマビルは直射日光や乾燥を嫌い、湿気を好むミミズの仲間です。活動期は5月から11月で人間や動物の熱や二酸化炭素、振動などを感知し、体にはい上がり血を吸うようです。そして血を吸うたびに産卵し、増え続けるから始末が悪いわけです。このままでは住民の生活や観光、移住定住の促進にも影響がでてきます。全国各地の自治体でも取り組みが始まっているようですが、本町としてのその実態と今後の対策について認識を伺います。

議長（原田安生君）

1番 伊藤芳孝君の質問が終わりました。質問に対する執行部の回答を求めます。

（「議長、経済課長」の声あり）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

失礼します。まず、とうえい温泉につきまして今年度と過去3年間の臨時休業の状況についてお答えします。平成28年度は臨時休業が7日間。内訳が給湯管の破裂が2回で計5日間、落雷による配電盤破損が1日、配管継手の破損が1日です。平成29年度の臨時休業は連続で3日間。これは、男子浴槽のジェットバスの配管が破損したためです。そのため、男子浴槽は12日間、屋内の浴槽が使用できず入浴無料で営業を行いました。平成30年度の臨時休業は連続で2日間。これはシャワー系統の給湯配管が破損したためです。今年度の臨時休業はこれまでに5日間。落雷による配電盤故障が1日、配管の破損で連続2日間、制御盤の故障で1日、ポンプの故障で1日です。次に、今年度の故障による入浴者数や地域経済への影響についてですが、11月時点で営業日数がちょうど200日、入浴者数は111,166人で1日平均が約556人です。1日臨時休業するとその影響は大きいもの

と考えられます。経済効果ですけれども、温泉での町内の特産品売上、食堂の食材や温泉の隣のふれあい交流館の五平餅等の売上の合計が年間 3,400 万円程ありまして、臨時休業による来場人数の減少の影響があるものと考えられます。また、町内の経済効果全体については、詳細は把握しておりませんが、来町者が減ることによる影響があるものと考えられます。続きまして、臨時休業時の周知についてですが、町内は広報無線による臨時放送で周知しております。また、温泉のメール会員には、臨時休業のお知らせの配信をします。休業が長期になる場合は、道路の各所に設置された看板に臨時休業のお知らせを貼り出しています。次に、今年度のボイラー等の更新工事により、今後の故障が減少するのかというご質問に関しましては、ボイラーの故障は減少します。ボイラー周りの配管も新しくするので漏水による故障は減ります。ただし、まだ保守や交換を行っていないポンプや配管、電磁弁、空調機等の老朽化による故障の可能性は残ります。特にとうえい温泉の泉質は塩分と鉄分が多く、金属部分の腐食と流動部分が狭くなっている箇所つまりの発生がしやすく、また、配管損傷時の漏水による電気系統への塩分等が多いお湯がかかると短絡しやすいなど、設備への負担が大きいものとなっています。想定していた設備寿命よりも短いため、故障する前の早期の保守により、現在発生しているような突然の故障による臨時休業は減少するものと考えられます。次に、今後の修繕計画につきましては、昨年度約 15 年間の保守計画を作りました。これは、これまでの修繕履歴とメンテナンス業者の想定によるものです。現在は、この計画に基づいて保守・点検を行っています。しかしながら、先ほど述べましたように、早期の対策を行う必要があり、昨年度立てた計画を現在見直しているところです。今回、来年度計画しておりました保守の一部を補正予算として計上いたしました。主なものは、温泉水を補給するための老朽化したポンプユニットの交換、女子浴槽室ジェットバスの配管修繕、これは平成 29 年度に男子浴槽で行ったジェットバスの修繕を女子浴槽でも行うものです。また、これまでに交換していない、ろ過装置工程弁の交換等を行います。

続きまして、ヤマビル対策について本町としての実態と今後の対策についてお答えします。ヤマビルの町内の実態ですが、町内全域で見かけたとの報告がありまして、数の調査は行っておりませんが、全域で生息しているものと考えられます。今後ですが、農作業や山の中での作用、さらには日常生活での屋外での作業時においてまで被害の情報が得られているため、対策が必要と考えられます。対策につきましては、先進地の事例、特に神奈川県が作成したヤマビル対策マニュアルを参考に検討しております。対策にはいくつかありますけれども、例えば服装と行動、忌避剤の使用です。上着の裾をズボンに入れるなど服装に注意すること、ヤマビルの多いところでは地面に膝や手をつかないことなど、忌避剤を靴やズボンなどにつけておくことにより、吸血の被害が減少します。住民の皆さんへはこうした情報提供が必要です。ヒルは一度吸血すると最大 80 個ほどの卵を産むことから、できるだけ吸血されないことでヤマビルの増加を防ぐことができます。また、観光客や登山客に対しての情報提供です。ヤマビル生息を知らせる看板設置等により、吸血被害を防ぐものです。なお、先月中旬、町内の登山口等にクマの注意喚起とともにヤマビルについての看板を掲示しました。さらに、周辺環境の手入れ、野生動物の進入を防ぐ柵の設置な

ど野生動物への対策、薬剤による対策が効果があるとされています。現在、平成12年からヤマビル防除対策事業を行っている神奈川県清川村に問い合わせ、対策について調査・検討を行っています。今後、効果のある方法を試行していきたいと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

執行部の回答が終わりました。ただいまの回答に対しまして再質問はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

温泉の故障状況などがよく分かりました。少し再質問をお願いします。温泉の故障による急な臨時休業というものは、お客様に大変なご迷惑をおかけします。以前は、従業員が駐車場で優待券を配りながら平謝りです。それも大変です。しかし、もっと気の毒なのは、遠方から電車で来てくれたお客さんです。温泉に着いたり、駅に降りて初めて臨時休業を知るわけです。帰りの電車は、1時間はありません。どんな気持ちか分かると思います。その周知ですが、観光まちづくり協会のホームページや、また車での来場が多いですから、新城のもつくるにありますが奥三河観光協会などの協力もいただき、あらゆる手段で最善を尽くしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

観光まちづくり協会については、現在温泉の臨時休業につきまして、ホームページに掲載していただいております。もつくるにつきましては、ご指摘のとおりここのもつくるに事務所があります奥三河観光協会が広域の観光案内を行っております。現在も東栄町の観光パンフレットを置いてPRしていただいております。今後、この奥三河観光協会とも相談しまして、もつくるにおいてより多くの人に周知できるように検討していきたいと思っております。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

観光まちづくり協会のホームページはもう既に掲載していただいているということであ

りました。もっくる等も含めてそうした集客の多い施設、あるいはアンテナの高いところは協力していただいて、お願いをして、お客様のために最善を尽くしていただきたいとそんなふうに思います。温泉は、経済効果も大きな影響があります。この故障を少しでも減らさなければなりません。先ほどの説明ですと1日平均556人です。2年ほど前に私がお聞きしたときには、お客さん単価が1,200円と聞いていました。ですから1日に6、70万になるわけですね、休業すると。それがもう今年度は既に5日も休んでおるといふことでございます。臨時休業を減らすことだとそんなふうに思います。既にボイラーの更新工事は着工していますが、今回の補正による修繕は、休業日が出ないようにボイラーの工事に合わせて行えるのかどうか、その辺を確認します。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

ボイラーの工事の休業期間中に、一応今回の補正予算による修繕を行う予定です。修繕内容によっては、お湯を止めて行うものとか、それからお湯を流して確認するものがありますので、補正で追加した修繕によって休業日が増えないようにスケジュールを組んでいく予定になっています。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

補正分の修繕も一緒にやれるということでもございました。その場合、切り替えのときに2週間程度の休業が必要と聞いているわけですが、その切り替え工事日は春休み前のお客様の比較的少ない時期に、その辺のスケジュール調整がしっかりできるのかどうかお聞きをします。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

2月末から3月中旬の2週間の期間を予定しています。この時期は、お客さんが比較的少ない時期であります。しかも、この工事期間中は温泉が取水しています。明治用水、これの毎年の修繕期間、いつも温泉この期間休んでいます。この期間に合わせて、できる限り

休業日が減るようにしていく予定です。

(「議長、1番」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、1番。

1番(伊藤芳孝君)

明治用水も一緒にやれるということですか、その時期にね。温泉は、そういった工事は特殊な工事です。業者も限られていると思いますので、しっかりとスケジュール調整をしてください。そして、今後も修繕は毎年出てくるとは思いますが、その費用についてはこれからどのように考えているかお尋ねします。

(「議長、経済課長」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、経済課長。

経済課長(夏目明剛君)

費用につきましては、毎年の温泉からの納付金1,800万円を充当していく予定となっております。ここ数年間の大規模修繕が終わりましたら、来年度からの14年間では、修繕費の多くが賄えられるというシミュレーションにはなっています。従って、株式会社とうえいが納付金を支払うことができるように、そういった営業ができるよう、設備の保守とか修繕を進めて行きたいと考えております。

(「議長、1番」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、1番。

1番(伊藤芳孝君)

納付金を1,800万ぐらい出して、それで直していくというようなことでございました。そのためには、故障してから修繕するのではなくて、しっかりとメンテナンスによって売上げを確保することが大切かと思えます。それでは温泉最後に、この温泉の15年計画なんですけど、ボイラーの耐用年数も15年と聞いています。今から15年後には、そのころには建物の方も老朽化が始まってくるんじゃないかなと。そういうことで更に大きな修繕費が必要になってきます。そしてまた、源泉のお湯も枯渇しないかとか、そんな心配もあるわけですが、その辺の温泉の全体構想についてはどんなお考えですか。

(「議長、経済課長」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

今後の構想なんですけども、町の財政状況を見ながら検討していくことが必要と考えられます。温泉施設を続ける条件というものを検討しまして、またご相談していく形になります。源泉のお湯なんですけども、先日ポンプを交換した業者から聞いているんですが、一応減ってはいないということです。とうえい温泉のお湯というのは、肌によく皮膚によく、また温まるということを知っています。この地域の資源を将来もできる限り継続して活用できるように考えていきたいと思えます。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

源泉の方もお湯が減っていないということでございました。先月はフェスティバルや花祭がございました。当日は温泉の方も満員御礼だったようで、大変ありがたいことだとそんなふうに思います。温泉は、将来世代においても引き継いでいくべき町の資源だと思います。温泉の賑わい、発展、あるいは存続は、最終的には町民がどれだけ関心を持っていたかということがございます。町民の皆さんや、職員の皆さん、議員の皆さんにももっと利用していただきたいとそんなふうに思います。ちなみに来週の月曜日は、町民の日で100円で入れます。温泉側もいろいろな努力をしてくれていますので、我々も協力してやりたいとそんなふうに思います。

次に移ります。次に、ヤマビルですが、ヤマビルが生息しにくい環境をつくることかとそんなふうに思うわけです。荒れた森林や里山の保全を行う被害の多い道路沿いや林道沿いを明るくする。これは森と緑や森林環境税でできるかと思えます。そしてその周辺の草刈りや落ち葉を除去し、常に地表を乾燥させるとそういうことだと思います。私の組では、年に3回草刈りをやっているわけですが、その際の刈った枯草や落ち葉などを焼却できれば効果も高いと思うわけですが、その辺の焼却について何か条例とか何かあるんですか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

神奈川県のマニュアルなんですけども、ヤマビルは乾燥した環境を嫌うということから、日当たりや風通しを良くして、生息しにくい環境をつくることは有効というふうになっています。ご指摘のとおり、森と緑づくり事業なんですけども、今年度から集落周辺の山の間

伐を行うということになっておりまして、住居周りにヤマビルが生息しにくい環境をつくることができると思います。さらに、先ほどおっしゃられた草刈りや落ち葉かきというのも効果があるとされています。ただ、野焼きは法令で原則禁止されていますので、神奈川県のマニュアルによりますと、集めた草や落ち葉はそのままにせず乾燥させる、それから土をかけるか穴に埋める、または堆肥化するといったことにより、ヤマビルを減少させるとなっています。まずはその方法でお願いしたいと考えております。

(「議長、1番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

野焼きは難しいようですが、要は里山や遊休地の改善が課題になってくるのではないかとそんなふうに思います。それでそのヒルは、鹿などによって移動するようですが、そうならばこれは広域で取り組まなければならないとそんな感じもするんですが、その辺の町村間の対応というのは何かあるんですか。

(「議長、経済課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

野生動物なんですけども、神奈川県の調査によりますと、ヤマビル体内の未消化血液のDNA鑑定をしたところ、ニホンジカが45%、イノシシが32%で、この2種類で77%となっています。これらが吸血最少動物となっています。特に体毛の少ないヒヅメの部分に吸血しやすいとのこと。これらの動物の移動によって、ヤマビルも移動しているということが考えられます。設楽町でも神田から田口にかけて増えていると聞いています。豊根村では被害は聞いていないということですので、現在は設楽町と一緒にあって対策を検討しているところです。

(「議長、1番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

豊根はまだ出ていないということですか。広域で取り組めば効果も高いと思いますので、よろしくお願いします。そしてまた、この鳥獣害対策をさらに強化する必要があるのではないかと。猟友会も高齢化により、会員が減少していると聞いています。その対策として

狩猟担い手育成事業があるわけですが、狩猟免許取得に要する費用の2分の1を補助していますが、その実態はどうなんですかね。わずかな補助金ですので、全額補助するなどもう少し猟師さんや猟友会に支援が必要ではないかと思いますが、その辺はどうですか。

(「議長、経済課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

その狩猟担い手育成補助金なんですけども、最近の実績ですと平成28年度が2名、30年度が1名に対して補助を行いました。全額を補助している近隣の自治体もありますので、補助金の額の変更という検討も必要なんですけれども、今資格を取ろうという人がいないというのが現状です。猟友会とも相談しまして、狩猟者が減らないように、また増やしていくためにはどういったことが効果があるのかというのを一緒に検討していきたいと考えております。

(「議長、1番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

その制度を使って3年間で3名が免許を取得されたということですか。猟友会の協力がなければできないことだと思いますので、できるだけの支援も必要かとそんなふうに思います。ヒルについて最後ですが、有害鳥獣駆除委託料が補正を含めて、今年度1,000万を超えました。ここにヤマビルの駆除も来年度予算化する考えはないか伺います。

(「議長、経済課長」の声あり)

経済課長（夏目明剛君）

先ほどの清川村の話ですけれども、一応自治体が行う駆除作業に殺ヒル剤を配布しておりますので、増殖を抑えられるのではないかと聞いております。また獣害対策と同様、ヤマビルを捕まえてその量に応じて金額を払うということも考えたそうなんですけれども、ヤマビルというのは飼育ができるということで、捕獲したかどうか分からないということで、現在はその実施をしていないということです。清川村の話ですと、やはり地域で、村全体で環境改善等の対策を行っていくのが重要だということをおっしゃってみえました。ヤマビル対策は町全域の取り組みが必要だと思います。今後も設楽町とも連携しまして、予算化等も含めて検討していきたいと考えております。

(「議長、1番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

予算化も検討していただけるということでございました。ヤマビル対策というのは厄介な問題です。猟友会はじめ、区長会や森林組合等の協力もいただいて、今の答弁のように地域全体で、または広域で取り組んでいくことかとそんなふうに思っています。よろしくをお願いします。以上で質問を終わります。

<13:44～13:55>

議長（原田安生君）

以上で、1番 伊藤芳孝君の質問を終わります。

----- **6番 伊藤真千子 議員** -----

議長（原田安生君）

次に、6番 伊藤真千子君の質問を許します。

（「議長、6番」の声あり）

6番 伊藤真千子君。

6番（伊藤真千子君）

議長のお許しをいただきましたので、65歳以上の方のインフルエンザ予防接種と回覧文書の軽減についてお伺いします。本町の医療機関では肺炎球菌や子宮頸がんなど、いろいろな助成を行っていますが、今回65歳以上の方のインフルエンザ予防接種についてお聞きします。インフルエンザ予防接種の目的は、感染の恐れがある疾病の発症及び蔓延を予防するために公衆衛生の検知から予防接種の実施、その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康に寄与する健康被害の迅速な救済を図ることです。インフルエンザ予防接種はB類接種に分類され、個人判断による強制力はありませんが、インフルエンザは風邪と比べて症状も重く、特に高齢者が発症すると肺炎・気管支炎など合併症状もあり、重症化・重篤化・死亡などが懸念されるところであります。インフルエンザ予防接種の実施主体は市町村、費用主体も市町村、経済的な理由がある場合を除き実費徴収も可能であることから、医療機関によって金額は異なりますが、県内でも無料化にしている自治体は少数であり、負担額についても1位が1,001円から2,000円、2位が1,000円以下、3位が2,001円以上となっています。現在、東栄町ではインフルエンザ予防接種4,350円のところ、65歳以上の方を対象に1,650円の負担を行っています。自費2,700円です。そこで質問です。1,650円の算出方法をお伺いします。

次に、回覧文書の軽減についてお聞きします。現在月初めに配布されております広報とうえいと一緒にとくさんの個別文書や回覧文書があります。各地区で対応しなければ、ま

た対応すべきだとは思いますが、高齢化世帯が多く、また隣の家まで遠い地区の方、様々な世帯がある中で、今後の文書配布にどのように対応策を考えていますか。以上です。残り時間で再質問させていただきます。

議長（原田安生君）

6番 伊藤真千子君の質問が終わりました。質問に対する執行部の回答を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

それでは、私の方からインフルエンザの予防接種に対する補助額 1,650 円の算出方法を回答させていただきます。1,650 円の算出方法でありますけども、この制度を始めた当時、東栄病院の接種単価が 3,150 円でありました。この単価を基に自己負担額を 1,500 円に設定したため、補助額が 1,650 円となっております。以後につきましては、接種単価は上がっておりますけども、補助額については据え置いております。以上です。

議長（原田安生君）

次に、総務課長の回答を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

それでは、2番目の質問の回覧文書の軽減についての回答をさせていただきます。毎月各世帯へ配布する文書につきましては、10種類前後、また回覧文書につきましては多いときで15種類前後ございます。配布及び回覧文書の内容につきましては、役場、議会、国土交通省などの各種団体、小中学校、高校などからの文書で様々なものがございます。これらのものを毎月各組長にご依頼し、配布もしくは回覧していただき、ご苦勞をおかけしております。町民の方につきましても、高齢者が隣の家まで遠く、回覧するのもも苦慮している等の実態がございます。現在、郵送等の方法で町民の負担軽減を図り、この他町のホームページでも回覧文書等の閲覧できるようになっております。また、今年度整備を始めた防災行政無線の映像配信システムによりまして、今後テレビで回覧文書あるいは配布文書を見ることができるようになり、回覧文書等の数を削減していきたいと思っております。以上です。

議長（原田安生君）

執行部の回答が終わりました。ただいまの回答に対しまして再質問はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6 番（伊藤真千子君）

設楽町と豊根村につきまして、全額負担で接種を行っています。また、豊根村につきましては接種に条件を付けてありまして、村内での接種は無料、また 19 歳から 64 歳についても 1,000 円の補助を行っています。今後東栄町は 65 歳以上の方に無償、または条件付きの無償を考えていますか。それと 19 歳から 64 歳についても、軽減計画はありますか。お聞きします。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

65 歳以上のインフルエンザの予防接種に関して、今のところ無償化する考えはございません。ただし、補助額につきましては単価が年々上がっておりますので、補助額の方は今後見直しを検討したいと考えております。また 19 歳から 64 歳までの補助については、今のところ計画はしておりません。以上です。

（「議長、6 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6 番。

6 番（伊藤真千子君）

ありがとうございます。今年のインフルエンザの感染率は例年に比べて 2 カ月早いそうです。できましたら来年、再来年くらいの予算化をお願いします。これはお願いです。結構です、回答は。

続きまして、回覧文書の軽減なんですけど、先ほど総務課の方から防災行政テレビで見れると言われましたけど、全ての回覧文書が見れるようになるのかということと、広報とうえいの冊子とか議会報は、そのまま回覧はされますか。お伺いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

ただいま画像の配信について業者と打ち合わせ中でございます。どんな画面にするのか、どんなコンテンツを盛り込むのかということで、いろいろ検討させていただいております。その中で回覧文書の映像の配信でございますが、多くのものはできると思いますけれども、

その中で冊子になったようなもの、これらのものはちょっと容量的に難しいところがあるとお伺いしております。広報とうえいですとか議会報、これらの文書につきましては、今のところ従来のとおり紙媒体の配布を考えておりますが、いずれ映像でも配信していきたいと思っておりますので、ただいま検討中であります。この他、ホームページでも閲覧できますので、ここら辺のことを町民向けにアピールしたいとこのように思っております。

(「議長、6番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（伊藤真千子君）

ありがとうございます。郵送も行っていると言いますが、郵送料は町民の税金で賄っているので希望者のみの対応は良いと思います。今後、郵送料が、冊子の場合ですけど郵送料が多額になる可能性があるので、防災行政テレビで見られることを周知するとともに、高齢者規定とか年金者規定とか障害者規定、その他規定を考えて郵送に扱われるのもいいんじゃないのかなと、私の提案です。答えはいいです。もう1個、すみません、これはちょっとお願いなんですけど、お願いでもいいですか、郵送の件で。

議長（原田安生君）

要望ですか。

6番（伊藤真千子君）

要望です。月初めにいろんな事業所から文書が配布されるということで、10月に社会福祉協議会から赤い羽根共同募金と社会福祉協議会への会員募集と会費納入の通知が回覧文書と一緒に来ます。ちょっと組の中で紛らわしくて、昨年と比べると金額がだいぶ減っているようです。納入方法として、口座振替とか社会福祉協議会まで持って行かなくてはならないということで、やはり高齢者の方で持って行くのが、組長さんを通してだと思っておりますが、持って行く人がいなかったり、免許自主返納しちゃって行けない人が多くいると思いますので、この事業所を強制力がありませんが、会費の利用方法、利用目的を皆さんに周知しながら、この趣旨に理解をしていただいて賛同いただけるように、役場と社会福祉協議会で話し合っただけで区長さんなり組長さんに、もう少しお金の納入方法を考えていただけたらと思います。それともう1個要望で、役場の職員が町外者や県外者が多いため、東栄町の地区を知らない人とか人を知らない人が、役場の職員の中に大勢いると思います。同じ日に、同じ人に手紙が何通も届くことがあります。もしできたら、手紙を出す際には、年配の職員に聞くとか手紙の名前のチェック、住所などのチェックをし、職員同士が力を合わせて経費削減に努めていただけると嬉しいと思います。いいですかね、要望を何個もいわせていただきましたけど、すみません、よろしく願いいたします。

(「議長、町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

まず1点目の社会福祉協議会の集金の方法ですが、直接行政側の所管のところではありませんが、私どもも社会福祉協議会は、理事だったり役員として加わっておりますので、今のことを承って、また社会福祉協議会と調整等させていただくということをお願いをしたいと思います。それから、役場職員の郵送の状況ですが、今お伺いしたとおり郵送で送らなければならないものもありますので、その辺のことを精査しながら今後職員間の中でしっかりまた調整をさせていただきますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（原田安生君）

以上で、6番 伊藤真千子君の質問を終わります。

ここで10分間休憩して55分から再開します。

<14:44~14:55>

----- **4番 浅尾もと子 議員** -----

議長（原田安生君）

時間になりましたので再開をいたします。

次に、4番 浅尾もと子君の質問を許します。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番 浅尾もと子君。

4番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。議長のお許しを得ましたので一般質問を行います。

はじめに1番、東栄医療センターの人工透析の継続を求めることについて質問いたします。東栄町は、9月24日の文教福祉委員会協議会 非公開の場で、医療センターの人工透析を来年3月末で中止すると報告しました。私はその場で強く抗議しました。今年4月、東栄病院の診療所化に伴う救急・時間外診療の中止、今後の入院中止に続く突然の透析中止は、事前の患者・住民説明会なしの一方的な決定だったからです。また、これほど重大な決定が議会に対し、その他の事項扱いで非公開・口頭で行われたという対応にも正直驚きました。しかし、新聞・テレビの報道のとおり、村上町長に対する透析の継続と医療スタッフ確保を求める署名は、患者団体の応援のもと瞬く間に町内外に広がり、12月3日までの2カ月間で5,047筆が集まりました。うち、町民の署名は町の人口の3分の1に当た

る1,069筆にのぼります。皆さんに伺いますと「透析患者だけの問題ではない」「これを許せば眼科や精神科、整形も無くなる」「町長は豊根や設楽、佐久間、水窪の患者のことを考えていない」「次は入院ベッドを守る署名にも取り組みたい」という声が返ってきました。この空前の署名運動は、患者代表の金田裕之さんが町長に「このままでは奥三河の医療が崩壊する」と訴えたように、奥三河北設3町村、旧佐久間町、水窪町を含めた過疎地の医療をいかに守るかを私たちに問いかけています。町長はこれだけの運動を「真摯に受け止めたい。将来の医療を残す苦渋の選択、ご理解いただきたい」と応じましたが、透析患者・町民は納得しないと思います。ここで伺います。(1) 東栄町は、これまで人工透析を継続する方針を掲げてきました。昨年12月一部修正した基本構想・基本計画には、人工透析10床を継続して実施と書かれており、今年2月の愛知県の東三河北部構想区域地域医療構想推進委員会でも、同センター事務長が「継続実施いたします」と明言していたところです。私は、今回の透析中止の決定は、町民・患者に対する重大な約束違反だと考えますが、町長の認識を伺います。(2) 中日新聞(10月2日付)によれば、透析中止の理由は医療スタッフの不足とのこと。12月3日、署名提出の際、元看護師の町民が「病棟・病院の看護師は何名か」と質問しました。しかし、センター事務長は答えられませんでした。署名集めに奔走した彼女は「こういう場ですから、町は病棟・外来で働いている看護師の数を把握して当然だと思う。何も分かっていないのにスタッフ不足というのは変だ」また、「町長さんや議員さん、皆さんは病気をしないのか。医療の崩壊は町の崩壊だ」と訴えました。そして彼女は、町民から「町長は何をしているのか」と言われると紹介し、震える声で「もう一度考え直してほしいです」とおっしゃいました。そこで伺います。町長は、透析中止を決めた9月2日の決裁前に、どんな医療スタッフの募集を行ったのか伺います。

続いて2問目、新たな東栄医療センター・保健福祉センターの建設案に町民の意見や要望を反映させることについて伺います。11月22日の文教福祉委員会協議会、これも非公開の場でしたが、東栄町は資料「医療センターの構成、保健福祉センターの構成」を示し、新たな医療センター、そこに併設する分庁舎である保健福祉センターの建設案の説明を行いました。私はこの建設案が、先の基本計画で示された各部門の構成とかけ離れており、今後の医療体制の重大な後退に繋がると考えます。具体的に紹介します。まず医療センターの構成では、人工透析の5部屋、感染者用の玄関が無くなり、診察室は6室から5室に減りました。小手術室、応急処置室、リハビリ関係も縮小となり、代わりに職員用・医局用更衣室4室、シャワールームが追加されています。医療機能が縮小する一方でスペースの増大が見込まれるのは、保健福祉センターです。まず、基本計画に無かった屋根付き専用玄関、ロビー、住民交流スペース、多目的トイレ、職員用トイレなどが新規追加となり、子育て支援室は子育て支援センターと名前を変更し、図書室、プレイルーム、ランチルーム、相談室の4部屋に拡大。さらに支援センター専用の屋根付き玄関、庭、砂場、すべり台などの遊具、手洗い場、駐車場を備えます。さらに基本計画では、3部屋だった相談室兼診察室は相談室3室に加えて、医師・歯科医師の診察室が加わり、5室に増えました。私が数えますと、保健福祉センターは基本構想で示された12室から21室へ拡大し、さらに運動指導室は25名が体操できる広さでピアノを設置し、大会議室は30人規模以上にす

る検討も提案されています。町の建設スケジュールでは、11月業者の選定準備を行い、今月から来年2月にかけてプロポーザル、イコール企画提案後、業者選定を行います。私はこのような町の一方的で大幅な変更・建設案は到底認められません。医療と分庁舎のバランスが崩れているからです。私が一番びっくりした点は、町が基本計画の大きな柱にしていた訪問看護ステーションを無くし、医療センター内でのみなし訪問看護にすることも検討する旨の説明をしたことです。入院・病床を廃止する代わりに、住民の不安を解消するため、訪問看護ステーションを設置するとしてきたのに、事実上、反故になるのではと思いました。11月26日、町と日本共産党愛知県委員会との懇談で、原田監理官が「介護も人材不足。在宅・医療・介護、思うようにいかない」と述べました。これらは役場内で傍聴なし、議事録非公開、町民が関与することなく進められてきた建設案です。私は、計画に大幅な変更が生じた今、役場主導の議論は中止し、町民の意見や要望を反映させる機会が必要だと思います。そこで伺います。(1) 町が9月議会で「秋から冬にかけて行いたい」と答弁した住民説明会は、いつ開かれるのでしょうか。また建設費も大きな問題です。なぜなら、今年4月開園のとうえい保育園が建設費総額5億円にまで膨らんだからです。定員90人規模としては、あまりに高いと言う町民は多いです。医療センターと保健福祉センター、合わせた建設費はどうなるのか。基本計画では11億9,000万円、しかし昨年の9月、町が愛知県に提出した行政文書には12億8,000万円とあります。今年8月、同じく県への要請文書にはなんと13億1,000万円と書かれていました。町民の知らないところで、町は事業費の想定額を増やしているのです。先月末、私は日本共産党愛知県委員会とともに、愛知県に対し東栄医療センターの存続と拡充を求める要望書を提出し、懇談してきました。そこで、県の地域医療支援室長は、両センターの建設費について「13億円、本当にいいのかな」と発言しました。ここで町長にははっきり名言してほしいと思います。(2) 両センターの建設費について、町が想定する上限額を伺います。続いて(3) 今後の奥三河、北設3町村の医療をどのように守るのか質問します。今から5年前、東栄町・設楽町・豊根村が奥三河の医療体制の立て直し・医師確保に向けて設立した北設楽郡医療協議会。ここでは、3町村の課題を共有しお互いに出資するなど、昨年6月北設楽郡医師会が総意で決議し、村上町長に提出した要望書と重なる重要な枠組み・考え方だったと私は思いますが、町長の認識を伺います。

続いて3問目、東栄町内の豊かな自然環境を守ることにについて。今町民は、町内の悪臭問題やバイオマス発電所の問題をきっかけに、町の豊かな自然を子ども・孫の世代に残すため、学び、考え、行動しています。バイオマス発電所については、2016年6月30日、西菌目区長が地区住民の建設反対署名を提出。今年9月9日には川角区長が「区として反対」を表明し、9月20日には区長らでつくる対策協議会も反対を表明しました。そして同協議会は11月に住民アンケートを実施し、今月中には結果が公表されると聞いています。そこで伺います。(1) 西菌目地区に進出予定のバイオマス発電所の事業者は、この間、事業計画の根本的な変更を繰り返しています。特に、燃料、取水方法、排水量、排水の処理方法の変更は重大です。10月の農業委員会で事業者側が「川の水をとることはあまり意識していなかった」と農業者への配慮が欠けていた事実を認め、水処理の新たな資料を提出

したところですが。これらの変更点や問題点は、説明会・学習会や農業委員会で議論を重ねる中で明らかになってきたことです。しかし、町の経済課や振興課は一貫して問題ないと言い続けてきたものです。今議会では、村上町長に伺います。現在の事業者の事業計画を読んで、当該バイオマス発電所が悪臭を排出せず、西菌目川、大千瀬川を汚さないと言言できるのか、町長の認識を伺います。(2) 中設楽・御殿地区の悪臭対策も重大です。9月議会の答弁以降の状況、臭気測定の有無、町の現状認識を伺います。

そして最後の質問、4番は、町内の小中学校の教育環境の充実についてです。9月議会の伊藤真千子議員の一般質問で町の小中学校のいじめ件数が判明しました。小学校は、平成27年度8件、28年度15件、29年度19件、30年度18件、31年度の9月6日現在で12件でした。中学校は、27年度12件、28年度16件、29年度19件、30年度18件、31年度の9月6日現在0件でした。町教育委員会は全て解消したとの答弁でしたが、私はほっとしましたし、教育委員会並びに現場の教師の皆さんの努力に敬意を表したいと思います。そこで伺います。(1) 直近5年度における小中学校の不登校児童の人数を伺います。端的に年度ごとの数字のみお願いいたします。以上で質問を終わり残り時間で再質問いたします。

議長（原田安生君）

4番 浅尾もと子君の質問が終わりました。質問に対する執行部の回答を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

町長。

町長（村上孝治君）

それでも私からは最初の質問の1番目の東栄医療センターの人工透析の継続を求めることについての(1)、それから2番目の新たな東栄医療センター・保健福祉センターの建設案に町民の意見や要望を反映させることについての(3)の質問、そして3番目の東栄町内の豊かな自然環境を守ることについての(1)の質問について回答させていただきます。

まず1点目でございます。人工透析の継続を求めることについてということですが、午前中の1番最初の山本議員の質問の中でも回答させていただいたとおりであります。私にとっても東栄医療センターでの人工透析中止は文書の中にもありましたように、苦渋な決断であったということでございます。基本構想・基本計画の思いが果たせなかったことは、大変力不足であり、特に患者様にはお詫びを申し上げたいというふうにも今でも思っております。12月2日には、全世帯に配布をさせていただいたとおり、人工透析中止についての開設者としての私の文書、そして東栄医療センターを現在運営させていただいておりますセンター長の文書を含め、経過報告のとおりでございます。今後もしっかりと説明をさせていただきながら、ご理解をいただきますよう努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

次に2番目の2014年度に北設楽郡の3町村で北設楽郡医療協議会に対する町長の認識ということですが、北設楽郡医療等に関する協議会は平成25年12月24日に郡内3町村長

と郡の医師会長、そして郡内公設医療機関の医師、東栄医療センターはもちろんですが豊根診療所、つく診療所の先生もそうです。に加わっていただき、さらには愛知県の新城保健所長さん、愛知県へき地支援機構の代表者により組織をされております。目的は北設楽郡内の医療機関において医療従事者等の減少や人材確保の困難さが顕著になりつつある中で、今後の医療体制の健全な維持や住民の不安感を解消する方策について協議をするためとされております。特にこの間、事業といたしましては、看護師確保のための就職助成金をはじめ一定の成果を上げているものであるというふうに考えております。また北設内、電子カルテと連携システム導入もこの協議会で議論をしていただいて、現在3町村での運営をしているところでございます。今後、将来北設医療の中で奥三河北部医療圏、新城市さんを含めた今後の連携をとっていきたいとこのように考えているところでございます。

次に3つ目の西菌目地区のバイオマスの関係ででございます。当然、事業を実施するのは事業者であります。事業を行うものが法令を遵守することは当然のことであるというふうに思います。事業者が悪臭を排出せず、また川を汚さないように監視・指導することが我々行政の役割だというふうに思っています。以上でございます。

議長（原田安生君）

次に、医療センター事務長の回答を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（伊藤知幸君）

それでは私からは2番目の中日新聞の関係で、中止を決めた9月2日の決裁前にどんな医療スタッフの募集を行ったのか伺うということで回答させていただきます。透析医療につきましては、その特殊性もあり、医師、看護師、臨床工学技士ともに過去からスタッフの確保に苦勞をしてきました。人手不足で何度も受け入れ制限をしたり、新城市民病院から臨床工学技士を派遣していただいたりしながら、何とか継続してきたと伺っています。医師につきましては、愛知県の自治医科大学卒業医師派遣制度や日赤病院からの診療支援医師派遣制度などにより派遣を受けてきましたが、入院患者やスタッフの減少に伴う診療所化により、へき地医療拠点病院としての役割を果たせなくなったことにより、医師派遣を受けることも困難になってきました。当然、透析医療の専門医の確保も困難であり、現状では丹羽センター長のみがその資格を持っており、丹羽センター長が中心となって透析医療に取り組んでいただいております。看護師についても、平成30年度に病院の入院の基準看護を維持するため、5名程新規に採用することができましたが、一方で退職や育児休業などの職員もあり、7名が減となりました。特に透析医療は一般の入院や外来の看護師と違う特殊な技能・知識が必要ということもあり、透析看護師の配置が困難となったということでございます。このようなスタッフが確保できない状況から、今後継続して安全に透析業務を行っていく見通しが立たないと判断し、中止することを決めたということでございます。令和元年度につきましては、無床化に向けた診療所機能・在宅医療支援などの

見直しをする中での職員の適正配置を精査しているため、現時点では医療職員の一般募集は控えている状況であります。以上でございます。

議長（原田安生君）

次に、総務課長の回答を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

それでは失礼します。浅尾議員の質問の中の2番目の（1）の質問でございます。町が9月議会で秋から冬にかけて行いたいと答弁した住民説明会はいつ開かれるのかの回答でございます。12月議会終了後に各区長さんと相談のうえ、開催日を決定したいと思います。令和2年1月から2月にかけて地区懇談会として開催したいと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

次に、住民福祉課長の回答を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

それでは私の方から医療センター及び保健福祉センターの建設費について、町が想定する上限額を伺うという質問に対してですが、建設費については、現在のところ基本構想・基本計画にお示しした概算事業費を基本に考えております。

2番目ですけれども、中設楽・御殿地区の悪臭対策についてのご質問ですけれども、回答としましては、8月に実施して以降、臭気数測定は実施しておりません。また、10月以降ですが、当該事業所周辺において臭いを感じるがあったため、ただちに事業者に対し指導した結果、状況は改善されたものと認識しております。なお、今後も引き続きしっかりと指導監視を行ってまいります。以上です。

議長（原田安生君）

次に、教育課長の回答を求めます。

（「議長、教育課長」の声あり）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

大きな4番の町内の小中学校の教育環境の充実についての中の（1）直近5年度における小中学校の不登校の人数を伺うという質問にお答えします。不登校は連続または断続して30日以上欠席をした生徒のうち、病気、経済的以外の理由で、何らかの心理的、情緒

的、社会的要因等によって登校しない、もしくは登校できない児童・生徒を不登校としております。過去5年間の小中学校の状況でございます。平成26・27・28年度につきましては、小学校・中学校ともに0で不登校者はありません。平成29年度は小学校0、中学校は1名です。平成30年度も小学校は0、中学校は1名です。今年度につきましては、今日現在小学校・中学校ともに0で不登校者はありません。以上でございます。

議長（原田安生君）

執行部の回答が終わりました。ただいまの回答に対しまして再質問はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

答弁いただきました。では、再質問してまいります。今月、町長は先ほど言っていましたように、人工透析中止についてという文書を全戸配布しました。「ギリギリのスタッフで業務を行っていますが、今後は安定した透析医療を安全に実施することは困難であるという判断をした」とか「深刻な医師・看護師などの医療従事者の確保など過疎化の進んだこの地域では深刻な問題」などと書いています。そこで私は、東栄医療センターの透析患者さんにセンターの状況や意見を伺いました。町外の患者さんは、一昨日7日現在、町長の文書は届いておらず、センターでも渡されなかったと言います。別の患者さんは、患者・家族を対象とした町の説明会で、詳しい経過説明もなしに転院を進める話をされたと言います。2人ともこうした町の患者の気持ちに寄り添わない対応に怒り心頭でした。そして患者さんは私に、東栄町はきちんと技師・看護師の募集を広く行って欲しいと言いました。患者さんによればセンターの透析現場には、看護師・技師合わせて3人が対応します。多いときは4人で回すと言います。3人体制の場合、看護師2人、技師1人、または看護師1人、技師2人など、そこに医師1人が透析室の患者8人か9人それぞれに短い問診を行い、患者全体で30分ほどだと言います。患者さんは、東栄のスタッフが足りなければ、働きたいと言っている看護師や技師もいると話します。さらに重要な提案もされました。透析用の血管回路シャントを管理するとき、みんな3カ月に一度、豊橋のメイッククリニック行くと。「医療センターとメイックは深い関係がある。また、容態が急変したときには浜松の聖隷病院が助けてくれた。村上町長が本気で声を上げれば、必ず他の医療機関が助けてくれる」と言われたのです。私も同感であります。町長、伺います。あと何人、看護師・技師・医師が増えれば透析室は維持できるか、シミュレーションはしていないと聞きましたが本当ですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

本当にご提案いただきまして誠にありがとうございます。先達でも愛知県の方からも連絡をいただいておりますが、要望に行っていたいただいたということで本当にありがたく思っております。しかしながら、冒頭お話をさせていただいたとおり、我々は募集をして今までも過去もそういう状況できました。特に医師の問題につきましては、先ほど事務長がお話したとおり、専門医の医師がいないという状況はお分かりいただけるのではないかと思っております。今までも丹羽センター長が、いろんなところで本当に踏ん張っていただいて今までの、いわゆる透析の治療も今年度いっぱいも何とかその状況の中で進めていきたいということで、安全に3月まで続けていくという状況です。我々は、午前中の山本議員のお答えもさせていただきましたが、我々将来において本当にそのことが責任を持って安定的にこの透析も含めた医療経営ができるかという状況です。当然、患者様にとっては本当に先ほど申し上げたとおり、1日においてもこの診療を受けなければ生きていけないという状況は重々承知をしております。それから町内の患者さんは4名という状況でしたので、とりあえずやはり我々のこの自治体にある病院の中で、まずは町内に今回12月2日の広報とうえいと一緒にこの文書を出させていただきました。経過も出させていただきました。当然3月には、安全に透析患者の転院の問題もございますので、それぞれまだ3月までは十分しっかり管理をしながら、透析治療は続けてまいりますので、その状況の中で先ほど答弁をさせていただいたとおり、しっかりと説明責任をさせていただきながら、何とでもご理解いただかなければいけないというふうに思っております。それから先ほどご紹介をいただきました、他の医療機関が我々東栄町を支えていただくそういう方がおったり、それから我々は自治体運営の中で公設の病院をいわゆる行政費用の中で成り立たなくてははいけません。当然経営の問題もあるわけでございますので、そこまで本当に面倒を見ていただける、協力していただけたところがあるのであれば教えていただきたいと思えます。ありがとうございます。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

それでは続けてまいります。町と日本共産党愛知県委員会との懇談で、今年の2月以降、町が医療スタッフの不足を認識しながら人員の募集を行ってこなかった理由について、「人件費を増やせない。今いる人でまわす」と回答しました。しかし、今議会の補正予算案に10億8,000万円を超える東栄病院の清算金が財政調整基金、通称何にでも使える基金として追加計上されております。私は、この間の病院の医療収益の蓄積である10億8,000万円は、透析患者のため、町の医療を守るために充てるべきだと考えます。財源はあるのです。以上、透析患者さんと私の提案を申し上げまして、次の質問に移ります。

2問目、両センターの建設案について、住民説明会は透析なし、訪問看護ステーション

なし、入院なしの条件でプロポーザルを行った後に開催されるのでは意味がないと考えます。企画提案の前に開催するべきだと思いますが、改めて確認します。

(「議長、町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

そのために先達でも議会の中で、文教福祉委員会協議会の中で、そのいわゆる規模の問題について、先ほど細かく丁寧に診療室から全て質問の中で述べられておりましたので、今さら言う必要もないとも思いますが、そういう状況の中を今現在、病院の医療スタッフ、それから役場職員、それから関係団体も全て、今構成の中に入れていただいてご議論していただいているその案を先達で議会に報告をさせていただいて、意見をいただいたというふうに思っております。このことも含めて、まだ最終的な最終案が固まっておりませんので、ご意見をその状況の中でも、議会からも数名の方にご意見をいただいております。ここも反映しながら、まずはやはり病院運営をしていただきます先生を含めた医療のスタッフの皆様のご意見を聞くということから始まっておりますし、それから保健福祉センターについても、当然我々愛知県の中で保健センターがないのは東栄町だけでございます。そういった状況の中で、かねがねから保健センターについては議論の中にあつたというふうに私も思っております。そういった状況の中、我々スタッフがそれぞれで分散した形の中ではやはり連携をとれないということで、もともと当初、基本構想・基本計画の中にまとまったように、地域包括ケアの中でそれを進めてまいりました。それからもう1つ、先ほど訪問看護ステーションの話が、無くなりましたと言われましたが、決して無くすつもりはありません。みなしでもあくまで訪問看護ステーションはやれますし、それから現在明峰福祉会に訪問看護ステーションは現在あるわけでございます。そういったところをそれぞれが皆さん、今の部会の中で協議をしていただいておりますので、もう少しその辺のところもご理解をいただきながら、特に全体の東栄町のこれからの医療・福祉・介護を含めた全体の計画の中でのご議論もぜひしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長、4番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

それでは再質問いたします。町が医療センター等の整備を推進する体制のトップに置いているのが町長、加藤彰男議員、丹羽センター長、社協会長の4人でつくる統括であります。私は、この統括会議の傍聴並びに議事録の開示を求めたいと思っておりますが、いかかです

ようか。ちなみに、加藤議員からはこの間、議会に対して統括会議の報告はありませんでした。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

統括会議を含めた形の中で、先達て文教福祉委員会協議会を開かせていただいたと思います。部会で積み上げたものを、その前の調整会議は副町長以下、調整会議を開いて最終的な案を持って統括会議を開き、またご意見をいただきながら、その案を先達ての文教福祉委員会協議会に出させていただいたとっておりますので、その辺のところはご理解いただけますでしょうか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

公開の予定はないということだと思いますので、続けてまいります。署名の提出日、町長は将来の町の医療を守ると繰り返しました。しかし、伺っている限りやっているのは、事実上、町の医療の縮小、破壊ではないでしょうか。町長は一体何を守るといえるのでしょうか。署名運動の先頭に立った透析患者の方は、今の町のやり方について、町民への裏切り行為だと強く批判しています。これ以上、無責任な町政が進むことは許されないと申し上げまして、次の質問に移ります。

3問目、自然環境について、バイオマスの問題で伺います。当該事業所は発電所が水質汚濁防止法の定める特定施設に当たると説明しました。そうしますと、河川に放出する排水の基準が厳しくなるということです。当該事業者は、学習会で天竜川水系にも関係するため、さらに厳しい基準を満たさねばならないとも発言しました。私は、12月5日、愛知県の新設楽振興事務所からの情報開示で、当該事業者が11月21日の時点で、県に対して水質汚濁防止法の届出をしていないことを確認しました。しかし、町経済課は9月の第7回農業委員会で、当該事業者が特定施設に当たるか分からない状況のもと、届出の結果を先取りする形で問題ないと発言しています。本来、愛知県が精査し判断すべきことです。あまりにも前のめりの姿勢ではないでしょうか。また、町民から多くの反対意見が示される中、経済課の課長が当該事業者と笑顔で記念撮影している写真が、学習会の資料として事業者から配布されたのも不用意なことではありませんか。町民が町の自然を守るために懸命に考え行動しているときに、こうした態度は大いに反省すべきと考えますが、町の認識を伺います。

(「議長、経済課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

まず、届出をしていないということに関しましては、この後、事業者から5条の転用の申請が出てきます。その際に確実なものを出していただくという話で、県とも今相談をしているところです。それからすみません、写真に関してですけれども、確かに笑顔で写ったのは申し訳ないと思います。ただ、その開示に関しましては、業者が勝手にやりまして、非常に困るということで嚴重注意をしておきました。なお、写真を撮った経緯ですけれどもドイツから事業者が来るということで、農振の除外の農振対策班会議というのが県であります。先ほどの届出の件とか、それからちゃんとした事業者がきちんと、そのドイツの業者とやっているかということを確認するとか、聞かれるので、そのためにやりました。予算の予備費を使って第三者の通訳者を呼びまして、一緒にやってきちんとした対応をした次第です。写真を撮ったことについては申し訳ありません。ただ、開示をしていいという話はしてなくて、その証拠のために写真を撮って、その時にたまたま私が笑っていたという状況です。申し訳ありません。

(「議長、4番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

住民アンケートを行うべきは、本来であれば町ではないかと私は考えます。この間の対応を町は、まるで責任を町民や区長に押し付けているかのように思います。今回の補正予算で関連河川の水質調査の予算が計上されましたが、お隣の設楽町では、20年前から7河川の水質を自主的に調査しておりますし、新城市でも夏と冬の2回、水質を調査し、両市町ともに結果をホームページで明らかにしているところです。自然環境を調査し、住民に公開する、これが自治体の役割だと私は考えます。そこで、町長に伺います。住民アンケートで反対意見が多数になった場合、自治体の町の責任として事業者に建設中止を申し入れるべきだと思いますが、町長の認識を伺います。

(「議長、町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先ほど午前中の加藤彰男議員にもお話をさせていただいたとおりであると思っております。先ほども言いましたように基本的なことは、本来はゴミは出たところで処理するのが原則であります。そういった状況の中で、今回そういうことになっておるといことも事実であります。建設をストップさせてほしいというそれぞれの住民の思いや願いを叶えることが難しい立場であるということは、個人的にも本当に残念に思っておりますが、建設を止められないから推進しているというのは、その時も回答させていただきました。それから住民アンケートにつきましては、我々は建設反対のための行政側がアンケートをとるということにはできないと思っております。これは、浅尾議員がどう思われるかわかりませんが、我々はそういう立場の中でさせていただいております。今回は、区長会が中心になった中でアンケート調査をしているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

それでは悪臭問題について伺います。11月19日付の情報公開で、昨年11月、12月、そして今年8月の計3回の臭気測定の結果が明らかになりました。私は住民福祉課の対応に感謝いたします。今年3月に情報公開請求をしたときには、測定結果の数値は黒塗り、非公開だったからです。臭気は規制基準値18のところ、昨年11月は15、12月は21、今年8月は17でした。私が注目したのは昨年12月17日の結果です。規制基準値18を超える21の臭気が検出、判定不合格と記されていたのです。報告書には、し尿、糞尿臭、腐敗臭、6段階臭気で4、強いにおい、不快と記録されています。村上町長と当時の住民福祉課長であった原田英一氏、現在の東栄医療センター監理官ですが、この事実を知らずながら町民に隠していたことになるのではないかと考えます。6月議会で伊藤課長は、こう答弁しています。「調査の結果、その指数が規制基準に適合しなかった場合は、改善勧告を考えていきたい」また「臭気指数測定調査の結果が規制基準を上回っていなければ、勧告もできないし、さらにまた命令もできません」この答弁に照らすなら、町は昨年未から悪臭防止法に基づく行政指導、立ち入り検査、改善勧告、改善命令を行うことができたのです。町にとって企業と町民の暮らしとどちらが大切なのでしょう。事業者が臭気指数の規制基準を超える悪臭を排出していた事実を、1年間に渡って隠し続けたことについて、町民への謝罪を求めたいと思います。町長の認識を伺います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

今おっしゃる数値は間違いないというふうに思っています。それをもとにして業者さんとは、我々の地域にある企業でございますので、しっかり打合せをしながら改善に向けて努力をしていただいたという状況だと思っております。その間、地域の方々には臭いが出たということで大変ご迷惑をおかけいたしました。ただ数値公表をすればそれで解決するという問題ではないというふうに思っております。勧告も確かにそういうことだと思いますが、我々はやはり、ここの地に中部タンパクさんが入られた時代から、臭い問題は確かに今までもあるわけでございます。従いまして、1回の数値が確かに基準の数値を超えたという状況はありましたが、その後誠意を持って対応していただいたことも事実であります。そして確か6月には改善をしていただいております。そういったことを真摯に計画を町にあげていただきました。だからこのことについては、我々と企業間との信頼もありますし、それをやらなかったらやはり我々も断固たる措置をとらないといけないというふうに思いますが、そういう状況であったということもご理解をいただきたいと思っております。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

ご答弁を聞きまして、これまで肝心な情報を黒塗りにして不都合な真実を隠してきた、また自治体としての義務を果たさず、町民、区長、協議会に責任を押し付けるような村上町政では、この町の自然を守ることは出来ないと訴えまして、最後の4問目、小中学校の教育環境について伺います。私が、県の教育委員会のアドバイスを受けまして、文科省と県の調査をもとに計算しましたところ、町のいじめ件数は県平均を大きく上回っていました。中学校では、平成30年度生徒数52名に対して18件ものいじめが発生しています。全校生徒3分の1もの数ということになります。それから、不登校が過去には無かったものが直近で生じているということで、因果関係については、私は分かりませんが、また詳しく後日伺えたらと思っております。すべていじめは解消したという9月議会での答弁でしたけれども、いじめは1件でも不登校・自殺・こころの傷など深刻な被害を子どもたちに与えかねないものです。なぜ東栄町では、これほどのいじめが発生しているのか理由が分かれば教えてください。

（「議長、教育長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

発生をしているということでございましたけれども、小学校1年生から中学校3年生までで本人がいじめだというふうに主張すれば、それはいじめであるというふうにして件数として認知をしていきます。つまり、子どもたちの日常生活の中で、そうした状況を細かく見たりして真摯に対応しているから件数が多いのだと思います。「バカ」と言われたり、何かしたことが、ただ単に悪口言われたなというふうにするのか、いじめであるというふうにして先生に言うのかで、その数字は変わってくるものでございます。そういうような状況というふうに捉えておりますし、不登校についても、先ほどのお話の中で2件ございましたけれども、極力出ないように先生方は頑張ってお対応をとっていただいております。ただ個人の特定とかそういうことがございますのでお話しませんが、原因を考えた時にそれはいろいろな問題があるということでございます。当然のことながら、いじめが不登校につながるように、そうした配慮を小学校・中学校それぞれ全職員で対応していただいているところでございますのでご理解ください。

(「議長、4番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

それでは引き続き教育委員会並びに先生方にはご尽力いただきたいと申し上げまして、お時間になりますので、一般質問を終わります。

議長（原田安生君）

以上で、4番 浅尾もと子君の質問を終わります。

----- 7番 伊藤紋次 議員 -----

議長（原田安生君）

それでは次に、7番 伊藤紋次君の質問を許します。

(「議長、7番」の声あり)

はい、7番 伊藤紋次君。

7番（伊藤紋次君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本年は15号、19号の台風をはじめ多くの自然災害がありました。本日の私の質問に防災・減災を取り上げております。まずもって、お亡くなりになられました方々のご冥福と、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。近年、地球温暖化・気候変動の影響が異常気象が世界的に見られ、日本におきましても災害の形態が変わり、台風の巨大化、広域

化、長期化、あるいは局地化と、いわゆる想定外のケースが多発しております。地震も頻発し多くの人的・物的・地域的被害をもたらしています。併せて風水害・地震は、各地の文化財にも多大な影響を及ぼしています。このような状況を鑑み、1つ目は本町の防災・減災対策について、2つ目は文化財保護行政についてお尋ねします。3つ目は、昨今町の発注する大型工事の契約にプロポーザル方式を採択するケースが見受けられます。この契約の優位性、選択理由、効果等についてお伺いいたします。

それでは本題に入ります。はじめに本町の防災・減災対策についてお伺いします。本年も9月、防災訓練が実施されましたが、地震想定の本部主導の通信、情報収集訓練と地区自主防災会によるシェイクアウト、参集訓練、備品点検等の訓練が行われました。古戸地区の場合、参加者も1件1人程度で、避難場所で解散、地区防災会は本部の立ち上げ訓練も個別訓練も無く、被害状況の把握と通信訓練のみであり、消防団も役員以外の地元分団員の参加で、訓練のための訓練、実績作りのための訓練、いわゆるやっつけ仕事の感は否めませんでした。(1)としまして、本年度の防災訓練の評価と課題をお伺いします。次に、先般、南伊勢町の自主防災組織 田曾浦自主防災隊を視察した際に、その田曾浦自主防災隊は平時、日中、消防団員不在の時の地区内の防災活動に従事する必要性から、消防団OBを中心に防災対策・訓練等の企画・実行する実働部隊として結成された組織であり、活動の目的は「災害時に1人の命もなくさない」「自分たちの命は自分たちで守る」「共助の心を育て皆で田曾浦を守る」という住民の自主防災意識は周知・徹底・訓練されており、我が町にもこのような組織の必要性を感じました。(2)としまして、町が考える地区防災組織の在り方と指導方針をお伺いします。次に、東栄町は比較的、家屋が散在しているので、広範囲に渡る被害は少ないかと思いますが、大きな災害が見込まれるのは地震・豪雨による山崩れ・洪水・倒木・道路寸断等が考えられます。(3)としまして、復旧に時間のかかる集落の孤立、ライフラインの断絶等の長期化が想定されるが、その対策・方策をお伺いいたします。

2つ目は、文化財保護行政についてお伺いいたします。台風19号で大雨特別警報が出ました13都県で歴史的建造物や史跡など、国や県が指定・登録する文化財のうち、少なくとも222件が被害を受けたと報道されました。過去には、地震によりまして熊本城が大被害を受けましたし、最近では世界遺産に登録されています沖縄の首里城の正殿、北殿、南殿が焼失したのが記憶に新しいことと思います。東栄町にも有形、無形、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物等が多くあり、歴史的、文化的、民族的に非常に価値の高い文化財が多く存在します。所有者がその価値を認識し、居住し、適切に管理している場合は問題ないわけですが、居住者が価値をしらない、空き家となっている、売却してしまった、家を取り壊してしまった等の事情により、貴重な文化財が散逸・滅失に至っているケースをしばしば散見いたします。そこで文化財保護行政につきまして、3点お伺いいたします。(1)としまして、有形・無形に変わらず文化財の所在確認と、所有者が変わった場合等の確認は行っているかどうかお伺いいたします。次に、平成29年度に一般質問しましたが、質問の内容が同内容であります。毎年の教育委員会の業務報告書にも「文化財は、郷土の歴史や文化の進展の基礎で、町民共有の財産である」と謳っております。前

回質問をした際、東栄町文化財保護条例に基づく文化財保護計画が無いとの回答でした。

(2) としまして、文化財保護計画は作成していないとの回答でしたので、現在もその状況は変わっていないか伺いたします。次に、これもまた前回と同じような質問になりますが、文化財保護法には「所有者には文化財を公共のために大切に保存するとともに、文化的活用に努めなければならない」と記されております。所有者にも義務が課せられております。文化財の活用という点から、国・県の文化財に指定されている文化財や贈呈された古文書、ここでは議定論日記を指しますが、一般公開はできなかと伺います。また、併せて活用に関する現状と課題についてもお答え願いたいと思います。

3つ目は、プロポーザル方式の契約について伺いたします。町が行う全ての施策に求められることですが、事務事業全てにおいてP D C A、P l a n (計画)、D o (実施)、C h e c k (評価)、A c t i o n (改善)のサイクルで検証を行うことは、必然の業務であります。このことは、何度も私が申し上げていることですが、事務事業は着実・確実に実行していくとともに、その効果を検証し必要に応じて見直し・改善をしていくという一連のプロセスを実施していく必要があります。この観点から、プロポーザル方式の契約について2点伺いたします。(1) としまして、プロポーザル方式を採択した際、その選定理由、審査委員会の審査経過、評価委員会の評価内容、メリットとデメリットになります。課題等を検証しているか伺いたします。(2) としまして、今後もプロポーザル方式による契約方法を採択する場合、その審査委員会、評価委員会の公開、審査過程、評価結果の公表は行うかどうか見解をお伺いたします。明瞭なお答えをお願いしたいと思います。以上です。

議長（原田安生君）

7番 伊藤紋次君の質問が終わりました。質問に対する執行部の回答を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

伊藤議員からの質問の中で、最初の本年度の防災訓練の評価と課題を伺うという質問にお答えさせていただきます。9月1日に行われました町防災訓練につきましては、避難者数、町民であります1,504人、参加自主防災会14自主防災会、災害対策本部本部員13名、職員44名、この他東栄分署から2名、新城設楽振興事務所県民防災安全課から1名の参加がございました。全町民のシェイクアウト訓練に始まりまして、14の自主防災会との情報収集のための本年度導入いたしましたI P無線及びアマチュア無線による無線通信訓練の実施、各自主防災会による消火訓練、炊き出し訓練等の個別訓練を行いました。役場職員につきましては、初動マニュアルに基づきまして初動訓練、災害対策本部の立ち上げ及び運営訓練を実施いたしました。評価につきましては、無線通信訓練は、各自主防災会との通信は問題なく実施できました。災害対策本部では、自主防災会からの情報を電子入力し、本部員会議で共有する訓練を行いました。入力に手早い本部への伝達が遅かった

ことなど、緊急度に従って優先順位をつける災害トリアージを実施できなかったことなどがあげられます。個別訓練を行った自主防災会は5自主防災会のみでありまして、多くは参集訓練程度で解散していることから、個別訓練の実施に向けた取り組みが必要であると考えます。

続きまして、地区防災組織の在り方と育成を伺うという質問の回答でございますが、自主防災会は、災害対策基本法第5条第2項において規定されている地域住民による任意の防災組織であります。「自分たちの地域を自分たちで守る」ため平常時には災害に備えた、取り組みを実践し、災害発生時には被害を最小限に食い止めるための応急活動を行えるような組織であることが重要でございます。自助・共助・公助の特に自助・共助につきましては、現在特に重要とされております。本町といたしまして、自主防災会との協働で災害に強いまちづくりを目的とし、自助・共助の重要性を第一に考えた防災意識の向上、災害に備えた取り組みの実勢にかかる援助、この他防災に関しての情報提供などを行いたいと考えております。続きまして、3番目の停電孤立の長期化に対する方策を伺うの回答でございます。停電の長期化で記憶に新しいものは、今年の台風24号により本町におきましても3日から4日間の長期の停電がありました。停電の原因につきましては、ほとんどが倒木によるものでございます。中部電力では迅速な復旧作業、停電情報の提供等、様々な対応をされておりますので、町といたしましても協力していきたいと考えております。災害により孤立した場合の情報収集伝達は、防災訓練での無線通信訓練が生かされると思います。自主防災組織の活動、避難所の運営、食料等の供給も必要で各世帯での非常食の備蓄している食料の保存状況の確認が大変重要でございます。町では住民、自主防災会との協働で日々の対策を講じていきたいと考えております。

続きまして、3番目のプロポーザル方式の契約についての質問でございます。この中で(1)の選定理由、審査経過、評価結果 メリット・デメリット、課題を伺うの質問に回答させていただきます。プロポーザルの一例で申し上げますと、プロポーザル方式にて契約した保育園建設に係る一連の工程を説明させていただきますと、保育園基本実施計画業務プロポーザル実施要綱及び保育園設計業務受託者選定審査実施要綱を定め、募集要項の公表、業者からの質問書の受付、これに対する回答、提案書の提出を受けて一次審査・二次審査を行い業者決定後、審査結果の公表をしております。プロポーザル方式とは、複数の業者から企画提案書を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約の候補者として選定する方式であり、地方自治法第234条第1項にいう随意契約となります。メリットといたしましては、業者が有しているノウハウや企画・技術力・実績を有する業者を選定でき、発注者の意向を良く理解した業者を選定することもできます。デメリットといたしましては、あくまでも一般論でございますが、審査の公平性、選定プロセスの透明性が問われる例もあるようでございます。次に、審査会、評価委員会等の公開、公表についての見解を伺うの回答をさせていただきます。本町では、業務受託者の決定についてのみ公表しておりますが、議員の言われる審査会等の公開・公表はしていません。以上でございます。

議長（原田安生君）

次に、教育課長の回答を求めます。

（「議長、教育課長」の声あり）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

2番の文化財保護行政についての中の（1）文化財の所在は確認しているかとの質問にお答えします。町では平成29年度に町指定文化財の現況確認を一斉に行いまして、所有者の方へ所在の確認、それから管理状況等をお尋ねして現状の把握をいたしました。この現況確認は今後も5年ごとに行い、所有者、管理状況の把握に努めてまいりたいと思います。なお、所有者が変わった場合につきましては、東栄町文化財保護条例の規定によりまして、東栄町教育委員会に届け出をしていただくことになっており、その際には、必要に応じて現況確認等をさせていただいております。次に（2）の文化財保護計画は作成されたかとの質問でございますが、東栄町では文化財保護計画は策定しておりません。文化財保護条例に基づいて文化財の指定・解除、管理、各種届出を行っているところでございます。次に（3）の国、県の文化財に指定されている文化財や贈呈された古文書の一般公開はできないかとの質問にお答えします。平成28年10月に町指定文化財の書籍「議定論日記」が東栄町に譲渡されました。この議定論日記の原本は、燻蒸処理を行ったあと、現在収蔵庫で保管しており、公開用としまして原本のコピーを閲覧していただいております。古文書の一般質問につきましては、議定論日記も含めまして、痛みが激しいものもあり、管理には細心の注意が必要です。また、所有者や保管場所がそれぞれ違い、常設展示が難しい面もあります。ただし、例えば文化祭期間中など一定の期間を設定して一般公開することなどは可能と思われるので、今後、文化財審議会等と相談しながら検討を進めてまいりたいと思います。

議長（原田安生君）

執行部の回答が終わりました。ただいまの回答に対しまして再質問はございませんか。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

回答ありがとうございました。町防災訓練は、町民1,504人、自主防災会、役場職員、消防職員等の参加を得てシェイクアウトの訓練、情報収集訓練、無線通信訓練、自主防災会による個別訓練、対策本部立ち上げ・運営訓練等が行われたことは承知いたしました。また評価といたしまして、本部と地区防災会と無線交信訓練はスムーズにできたが、本部に置いての情報処理対応及び地区防災会主導の訓練は、14地区中4地区のみ実施したということで課題が残ったという評価がございました。古来「天災は忘れたころにやってくる」と言われていましたが、昨今は「災害は今日、明日にも必ず来る」と言われています。次

回の訓練は、現実性・実効性のある訓練をお願いしておきまして、(1)については要望として申し上げておきます。

次に移ります。自主防災会についてお伺いします。回答にもありましたように、本来、自主防災会組織は地域住民が「自分たちの地域は自分で守る」という意識に基づき、自主的に結成するのが自主防災会組織であり、公権力ではなく、自治体が命令して組織するものでもありません。自治体の努力義務となっております。町では現在、自主防災組織は何々地区防災会として、地域住民が各地区ごとに隣保共同、自助・共助・互助の主旨のもと、区長を中心とした自主防災組織を設けております。任意の組織であります。平常時は無論のこと、一朝有事の場合は防災・減災・応急・復旧活動の最前線で、自分たちの地域と地域にいる町民の命を守る組織となっております。特に、消防団員が減少あるいは不在の地区では、一番頼りになる組織と思います。先に述べましたように、行政視察してまいりました三重県南伊勢町の自主防災組織 田曾浦自主防災隊は、現実味を帯びている南海トラフ大地震、地震による津波の恐怖を想定して消防団OBを中心に、防災・減災の実働部隊として結成された組織でありました。自主防災会の指導について、東栄町におきましても自主防災会と共同でとか防災意識の向上・取り組みの援助・情報提供等のソフト的な支援だけでなく、東栄町防災計画の理念にあります「自分の命は自分で守れ」「安全と安心の山里の町づくり」を謳うなら自主防災会を強い指導力で育成することを求められていると思います。また、自主防災会のリーダーについても、現在のように区長の充て職ではなく、経験や専門性、高い防災・減災意識等持った適任者を選考するようにした方が組織の活性化に繋がるかと思えます。執行部の見解をお伺いします。

(「議長、総務課長」の声あり)

総務課長（内藤敏行君）

再質問にお答えさせていただきます。現在、議員が言われるとおり、各地区の自主防災会の会長さんは区長さんをお願いしているところでございます。私も南伊勢町の自主防災組織の視察に同行させていただきましたので、田曾浦自主防災隊の組織運営については承知いたしております。今後の検討課題でもございますが、自主防災会のリーダーを中心とした組織づくりと運営あるいは様々な活動を考えていかなければなりません。昨年度、東栄町におきまして、14名の防災士を育成させていただきました。防災士会として活動を始めておりますので、こちらも自主防災会との連携を考えているところでございます。今後、一層自助・共助の意識のもと、町と自主防災会の連携強化を深め、自主防災会の運営あるいは組織のリーダーの在り方を検討してまいりたいと思います。以上です。

(「議長、7番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

町では今までに防災士を14名養成して、今後もなお続けて養成していくということでございますが、地域自主防災会のリーダーにはこの防災士を充てるとか、現在、申専組と称しまして在住地区の支援を担当している地区役場職員を充てるとか、防災・減災意識の高い人を充てたら良いと思いますが、その点の見解はいかがでしょうか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

議員おっしゃるとおり地区防災会のリーダーでございますが、自主防災会でございますので、町としてこの方をリーダーにするとか、消防団を退団された方をリーダーにするとかいう限定は今のところする考えはございませんので、その中で自主防災会自体の中で検討していただくとか、こちらもいろいろ案を考えさせていただきますので、今後の検討課題とさせていただきます。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

よろしくご検討の方お願いしたいと思います。次に、現在の気象変動は異常ではなく、自然だとも言われております。いつ、何時、災害により集落の孤立化と停電の長期化が起り得ないとも限りません。その時住民は、「きっと誰かが助けてくれる」「行政が何とかしてくれる」と考えている人が大半です。有時の際、行政は情報の収集・伝達、応急対策を中心に活動します。自主防災組織は、現場での活動が中心になりますが、現状では現地の安全・安心の確保は難しいと思います。自主防災組織の目的は、組織をつくることではなく、防災意識を向上させ、確実に機能する組織をつくることだと思います。それには行政の強力な指導・姿勢が不可欠であると思いますが、執行部の見解をお伺いいたします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

私も議員の言われるとおり、自主防災会自体は確実に機能することが大変重要となってくると考えております。また災害発生時、特に土砂崩れ等によりまして、行政もいち早く被災地へ行くことも困難な状況になると充分予測がつきます。自助・共助・公助の自助の

部分で各世帯、食料、衣類、あるいは調理器具等の確保等を備えておくことが大変重要でございます。各自の備えを確実にしておいていただきたいと思っております。次に、地区が孤立した場合、短期間である場合ならまだしも、中長期に及ぶ場合は行政と自主防災会の活動が重要となります。住民の安否確認、避難所運営、物資の配布等様々なことが要求されることとなります。自主防災会が機能するためには、行政と地区住民がいち早く避難所等に集結し、状況に応じた活動を始めることとなりますので、このためには避難経路の確認、防災倉庫内の非常食の確認、機械器具の点検など自主防災会としての日頃の準備も重要でございます。実際のところ、各地区の自主防災会では、運営ですとか活動について何をどうしたらよいか、リーダー育成を含めどのように組織したらよいかなど苦慮していることと思っておりますので、各地区の協力のもと自主防災組織が自主防災会として機能することを目指して様々なことに町としても取り組みたいと考えております。以上です。

(「議長、7番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

強力な指導と自主防災会の育成をしていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。次に、文化財保護行政につきましてお伺ひいたします。(1)につきましては、現在、町内の文化財指定状況は、町指定文化財は99件、内訳は有形文化財46件、有形民俗文化財4件、無形民俗文化財8件、史跡24件、名勝5件、天然記念物12件。また県指定文化財は有形民俗文化財1件、史跡1件、天然記念物3件、工芸品1件。国指定の重要無形民俗文化財が1件、国登録有形民俗文化財が1件、史跡24件、名勝5件とありますが、文化財の管理責任は、所有者あるいは管理責任者が責務を負っているわけですので、所有者と各自のもとで適切に維持・管理されている状況を平成29年度に一度現況確認をされた今後5年ごとに継続実施されるということですので、文化財審議委員会委員の協力を得て確実に実施していただきたいと思っております。ちなみに、下川の安藤邸が売却されたと仄聞していますが、安藤邸には相当の重要な文献等があったと思っておりますが、所在はどうなったか承知していただければお答えいただきたいと思っております。

(「議長、教育課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

安藤邸にありました文献等の所在ということでございますが、これは町指定文化財の旧川角村文書等の件だと思います。以前は川角の安藤邸で保管をして管理していただいておりますが、現在は豊橋にお住まいの安藤さんが、別の場所で管理されているというふう

うに確認しております。

(「議長、7番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

はい、分かりました。(2)につきましては、町文化財保護条例にある第3条、教育委員会は関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の広域との調整に留意しなければならないとありますように、必須ではありませんが、文化財の保護に留意するよう表記されています。保護と活用のための文化財保存活用計画をぜひ策定されますよう、これは要望しておきます。(3)につきましては、これもまた前回と同じような質問になりますが、文化的活用に努めなければならないとされておりまして、所有者にも義務が課せられております。文化財の活用という点から国・県に指定されている文化財や、贈呈された古文書、ここでは先ほど言いましたように議定論日記になりますけど、一般公開はできないかお伺いいたします。ごめんなさい重複しました。

次に町文化財保護条例第13条第1項に、教育委員会は町指定有形文化財の所有者に対し、6カ月以内の期間を限って、公開の用に供するため、当該町指定有形文化財を出品することを勧告することができるかとあります。前出の議定論日記は、寄贈者本人も一般公開を希望していましたが叶わなかったと聞いております。今回は、坂柿一統記の原本が所有者から寄贈されると聞きました。それにつきましても、議定論日記を翻刻・出版しましたY氏が、これも天・地・人三款を翻刻しました。これにつきまして、その内容について当時の医学上、社会生活、風俗、世俗等を知るうえで、大変貴重な記述がある反面、個人の病状の様子、金銭のやり取り、男と女の関係等、人物が特定できる表記や適切でない表現もあり、全面公開、出版には問題があると思われませんが、その内容を要約本化し、議定論日記と併せて早い時期に一般公開をしていただけないか、再度見解をお伺いいたします。

(「議長、教育課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

先ほど申し上げました平成28年に東栄町へ譲渡されました議定論日記、そして坂柿一統記はいずれも昭和37年に町文化財に指定した貴重な書籍でございます。坂柿一統記は、現在所有者の方と譲渡に向けて調整を図っている段階であります。受け入れ体制をしっかりと整え、文化財審議会等と相談をしながら一般公開に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。ただ、議員おっしゃったとおり、中についてはいろいろ公開に支障がある部分もあると思われまますので、慎重に検討してまいりたいと思っております。

(「議長、7番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

これは関連の質問になりますけど、町の防災・減災対策についてに関連しまして、文化財を所有・管理している建物にスプリンクラーの装備ですとか、また毎年1月26日は文化財防火デーとなっておりますので、文化財保護・防火を目的とした実働訓練、放水訓練等、これらの訓練を実施する考えがあるかどうかお伺いします。

(「議長、教育課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

現在多くの文化財を収納しております民芸館につきましては、スプリンクラーの機能はありませんけれども、ホースと管そうを格納している消防設備を有しております。文化財保護・防火に特化した訓練の計画は今のところありませんけれども、防災訓練をはじめとする日頃の訓練を通じて防火に対する意識の向上を図ってまいりたいと思います。

(「議長、7番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

最後にプロポーザルのことについて再質問させていただきます。プロポーザル方式の契約工程を昨年度の保育園建設の例に一連の説明をいただき、多少は理解できたような気がしますが、不透明感は腐食されておられません。メリットとして両者の企画力、技術力、実績を評価して選定できる、発注者の意向を理解した業者を選定できるとありますが、選定の際、審査委員会等のメンバーに業者と同等かそれ以上の能力を持つ者がいなかったり、選択の際、発注者の意向以上の知識・技術力を持っていたりすると、適切な契約ができなくなる危惧があります。その点はいかがでしょうか。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

再質問の回答をさせていただきます。プロポーザル方式というのは設計案を委託することではなくて、設計を委託する適任者を選ぶ方式でございます。建築設計にイえることではございますが、業者の企画力でありますとか、担当技術者、技術力、実績を有することは高く評価すべきものと考えております。一例であげました保育園の建設で公募型のプロポーザル方式の採用につきましては、基本実施設計業務プロポーザル実施要綱を定め公募いたしました。実施要綱に様々なものを定めております。委託限度額でありますとか、児童福祉施設最低基準等の法令に基づくもの等の設計にあたっての基本的な考え方、あるいは建築場所、敷地面積、規模、構造などを業者に伝えまして、これらの実施要綱に基づき、業者がこちらの意向を理解し、参加表明書が提出されます。1次審査、2次審査をえまして、この後業者とのヒアリングを行った後、行政あるいは小学校、保育園、外部有識者、保護者からなる選定委員会の様々な項目からなる審査表に基づきまして、これによる審査を経て業者を選定いたしますので、業者からの提案は十分こちらでも理解し、適正な選定ができたものと理解しております。以上です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

先ほどの報告にありましたように、検証はなされていると理解しますが、審査委員会、評価委員会は要綱等に明記する必要はあると思います。選定された後は、随意契約で契約の方は進むと聞いております。老婆心ながら談合あるいは贈収賄の温床、業者の言いなりになるという懸念があると思います。また、今後も採用するのならば、町民の参加、事業の適正、税の公正等の観点から審査委員会、評価委員会等は公開・公表すべきと思います。再度、執行部の見解をお伺いいたします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

再質問の公開の件でございますが、先ほど2番目の質問の中で答えさせていただきましたが、業務受託者の決定についてのみ公表いたしております。議員の言われる公表につきましては、東栄町にも情報公開の条例がございますので、これに照らし合わせてできるものはできる、できないものはできないと判断いたしまして、公開の方をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

こちらの方こそよろしくお願ひしたいと思ひます。以上持ちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（原田安生君）

以上で、7番 伊藤紋次君の質問を終わります。

----- 散 会 -----

議長（原田安生君）

以上をもちまして、本日の日程、一般質問を終了いたします。
本日はこれにて散会といたします。

<15：24 散会>